平成 26 年度厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金 (老人保健健康増進等事業分)

ケアマネジメントにおけるインフォーマルサービスの 活用状況に関する調査研究事業 報告書

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本介護支援専門員協会

はじめに

高齢者がその人らしく尊厳ある暮らしを続けるためには、「地域包括ケアシステムの構築」が非常に大きな課題であり、介護支援専門員が担う役割は更に重要になっています。高齢者を地域で支えるためには、公的保険だけでなく、自助、互助の充実も大事であり、介護支援専門員は自治体や多職種と連携し、インフォーマルな資源を開発・活用し、ケアマネジメントを行う必要があります。

本事業においては、地域で高齢者を支えていく中で、ケアマネジメントにおける介護 保険外サービスの活用状況を把握することで、介護保険外サービスの利用を更に促進 させるにあたっての課題や解決策を検討することを目的とし、アンケート及びヒアリング による調査研究を行いました。

これらの結果から、介護保険外サービスのマネジメントに対する評価システムや、医療・介護連携時における適切なサービスの創出の必要性を検討いたしました。これらの結果が、今後の高齢者の自立支援に向けたより質の高いケアマネジメントの実施の一助になれば幸いです。

本事業の実施にあたり、委員長の公益社団法人さわやか福祉財団 政策提言プロジェクトリーダー 加藤昌之様をはじめ、委員の先生方並びにアンケート・ヒアリング調査にご協力いただいた関係の皆様に心から御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

一般社団法人日本介護支援専門員協会 会長 鷲見 よしみ

ケアマネジメントにおけるインフォーマルサービスの活用状況に関する調査研究事業 報告書 目 次

第	1 章	章 本調査研究の概要	1
1.	本	調査研究の背景と目的	1
2.	本	調査研究の方法	2
	(1)	検討委員会の設置	2
	(2)	ワーキンググループの設置	4
	(3)	本調査研究の進め方	6
	(4)	アンケート調査	7
	(5)	ヒアリング調査	8
第	2 章	置 アンケート調査結果	9
	(1)	調査概要	9
	(2)	介護保険外サービスの提供および利用の働きかけに関する調査結果	10
	1	回答者(介護支援専門員)の属性および事業所の所在する地域の特徴	10
	2	介護保険外サービス利用者の特徴	12
		a) 基本的特徵	12
		b) 臨床的特徵	15
	3	介護保険外サービスの地域における提供状況と介護支援専門員の関わりの概観	19
		a) 地域における介護保険外サービスの提供有無および働きかけの概況	19
		b) 情報提供・紹介した支援・サービスの有無	21
		c) 情報提供·紹介の理由	23
	4	介護保険外サービスの提供状況および利用の働きかけの状況と関連する要因の会	分析
		結果	24
		a) 日常的な見守りに関するサービスの提供状況および利用の働きかけの状況	25
		b) 緊急時の支援サービスの提供状況および利用の働きかけの状況	29
		c) 利用者の自宅において提供されるサービスの提供状況および利用の働きかり	ナの
		状況	32
		d) 外出・移動に関するサービスの提供状況および利用の働きかけの状況	36
		e) 地域で提供されるサービスの提供状況および利用の働きかけの状況	39
		f) 通院・入院中・退院調整等に提供されるサービスの提供状況および利用の働き	かけ
		の状況	43
		g) 一時的宿泊に関するサービスの提供状況および利用の働きかけの状況	47
		h) 金銭管理に関する支援サービスの提供状況および利用の働きかけの状況	50
		i) 相談に関する支援サービスの提供状況および利用の働きかけの状況	54
		j) 自治体が提供するサービスの提供状況および利用の働きかけの状況	57

		k) 介護保険以外の介護サービス(個別事例調査票のみ)	60
		l) 介護保険法以外の法に基づく公的サービス(個別事例調査票のみ)	63
	(5)	利用者の状態像に着目した介護保険外サービス等の利用状況	66
		a) 外出・移動に関するサービス利用の働きかけと利用状況	66
		b) 利用者の自宅において提供されるサービス利用の働きかけと利用状況	67
	6)介護保険外かつシステム化されていないサービスの提供状況	68
		a) 通常のケアマネジメント業務以外で介護支援専門員自身が提供している支援	カ
		状況	68
		b) 家族・親戚・知人が提供している支援の内容	72
	(3)	利用サービスに着目した利用者の状態像の分析結果	75
	1	通所サービスの利用有無に着目した利用者の状態像	75
		a) 基本的特徵	75
		b) 臨床的特徵	77
		c) 外出や友人·知人との交流	81
	2	金銭管理に関する支援サービスの利用有無に着目した利用者の状態像	82
		a) 基本的特徵	82
		b) 臨床的特徵	85
		c) 外出や友人·知人との交流	89
	(4)	アンケート調査のまとめ	90
	1	介護保険外サービスを併用している利用者の特徴と介護支援専門員の働きかけ	90
		a) 利用者の特徴	90
		b) 介護保険外サービスの種類別にみた利用者の特徴	90
		c) 介護保険外サービス利用の働きかけと介護支援専門員の所属する事業所種別と	カ
		関連	91
		d) 介護支援専門員自身が提供する通常のケアマネジメント業務以外の支援	92
第	3 章	き ヒアリング調査結果	. 95
	(1)	調查概要	95
	(2)	ヒアリング対象	95
	(3)	ヒアリング結果	95
	1)介護保険外サービス利用の働きかけについて	97
	2) 入退院時の働きかけについて	99
	3	経済状況で困窮している方への働きかけについて	.101
	4	成年後見制度や権利擁護利用の働きかけについて	.102
	(5)	介護支援専門員による介護保険外の支援について	.104
	(4)	ヒアリング結果のまとめ	. 106
	1) 介護保険外サービス利用の働きかけについて	.106

② 入退院の働きかけについて	106
③ 経済状況で困窮している方への働きかけについて	106
④ 成年後見制度や権利擁護利用の働きかけについて	107
⑤ 介護支援専門員による介護保険外の支援について	107
第4章 考察および提言	109
(1) 本調査研究事業のまとめ	109
(2) 調査結果から見えた課題および提言	111
① 介護保険外サービスのマネジメントに対する評価システムについて	111
②介護支援専門員が介護保険外サービスの提供者とならざるを得ない場合について.	112
a) 医療サービス利用時	112
b) 経済的困窮時	112
③ サービスを利用しやすくするための手続きの工夫について	113
④ 連携の構築について	113
参考資料:アンケート調査項目	115



本調査研究の概要

第1章 本調査研究の概要

1. 本調査研究の背景と目的

地域包括ケア研究会報告書「地域包括ケアシステム構築における今後の検討のための論点」(平成25年3月)でも指摘されている通り、高齢者の支援は公的保険だけでなく、「自助」「互助」の充実によっても図られる必要がある。特に「自助」のうち介護保険外の民間サービスの拡大が期待されているところである。要介護高齢者の場合、介護保険外のサービスを利用する場合も、介護保険内のサービスとの関連を踏まえながらケアプランの一部として位置づけることが利用者にとって望ましいことが多いと考えられる。

しかし、介護支援専門員が介護報酬を請求できるのは給付管理を行った場合に限られており、アセスメントの結果、介護保険の法定サービスは利用せず、インフォーマルサービスのみの利用となった場合には、ケアマネジメントに対する介護報酬の評価が行われない現状にある。

そこで、本調査研究事業は、ケアプランに位置付けられたサービスが、結果として給付管理が発生しない場合であっても、介護支援専門員のケアマネジメントが適切に評価される仕組みを検討すること、また、ケアマネジメントにおけるインフォーマルサービスの活用状況や、入院等により介護保険サービスの利用につながらなかったケースにおけるケアマネジメントの実態を把握することを目的として実施した。

2. 本調査研究の方法

(1) 検討委員会の設置

本調査研究では、学識者、自治体、地域包括ケアに関わる関係職種、介護支援専門員にて構成される検討委員会を設置した。検討委員会は、3回開催し、アンケート調査、ヒアリング調査の方針を検討した。

検討委員会の委員及び各階の開催日程・主な議題は以下の通りである。

(検討委員会 委員名簿)

	氏 纟	名	所属
	石田 光	光広	稲城市福祉部 部長
	加來	留	菊池市社会福祉協議会 総務課長
0	加藤]之	公益社団法人 さわやか福祉財団 政策提言プロジェクトリーダー
	高良 麻	 宋子	東京学芸大学教育学部人文社会科学系 准教授
	土井 直	直人	国分寺市 福祉保健部 高齢者相談室 主任
	原田 重	重樹	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長
	松川 竜		社会福祉法人八寿会 特別養護老人ホームみどりの園 法人本部長兼法人運営統括事業部長

※敬称略、五十音順、◎は委員長、肩書きは就任当時

(検討委員会 会議開催日程・主な議題)

日時・場所	議事
第1回検討委員会 日時:平成26年7月15日(火)13:30~15:30 場所:東京八重洲ホール 6階612会議室	1. 事業概要について 2. 事業進行スケジュールについて 3. アンケート調査について 4. 今後の予定について
第2回検討委員会 日時:平成26年9月11日(木)13:30~15:30 場所:東京八重洲ホール 6階612会議室	 アンケート調査について 中間報告について 今後の予定について
第3回検討委員会 日時:平成27年2月26日(木)13:30~15:30 場所:東京八重洲ホール 6階611会議室	1. 報告書について 2. 今後の予定について

(2) ワーキンググループの設置

本事業のアンケート調査の設計、分析、ヒアリング調査を実施するために、検討委員会とは別にワーキンググループを設置し、7回開催した。

ワーキンググループの委員及び各回の開催日程・主な議題は以下の通りである。

(ワーキンググループ委員名簿)

氏 名	所 属
井上創	社会福祉法人ロザリオの聖母会 ロザリオ高齢者支援センター 主任介護支援専門員
片山 恵美子	居宅介護支援事業所 にじのすず 主任介護支援専門員
唐木 美代子	一般社団法人 日本介護支援専門員協会常任理事
吉良 厚子	一般社団法人 日本介護支援専門員協会常任理事
玉田 憲輝	白浜町地域包括支援センター 主任介護支援専門員
原田 重樹	一般社団法人 日本介護支援専門員協会副会長

[※]敬称略、五十音順、◎は座長、肩書きは就任当時

(ワーキンググループ 会議開催日程・主な議題)

日時・場所	議事
第1回ワーキンググループ 日時:平成26年7月3日(木)13:30~16:30 場所:日本介護支援専門員協会 会議室	1. 事業概要について 2. 事業進行スケジュールについて 3. アンケート調査について ①課題認識 ②目的 ③方法(対象、配布・回収方法、 実施期間、客体数) ④調査項目 4. 今後の予定について
第2回ワーキンググループ 日時:平成26年7月24日(木)15:00~18:00 場所:日本介護支援専門員協会 会議室	1. 第1回検討委員会報告 2. アンケート調査について ①調査項目について ②依頼状について 3. 今後の予定について
第3回ワーキンググループ 日時:平成26年9月3日(水)13:00~17:00 場所:日本介護支援専門員協会 会議室	1. アンケート調査について ①介護支援専門員票集計結果 ②個別票集計結果 ③クロス集計の方針 2. 調査結果のまとめについて 3. 今後の予定について
第4回ワーキンググループ 日時:平成26年10月1日(木)13:30~15:30 場所:日本介護支援専門員協会 会議室	 アンケート調査について ①最終集計結果 ②クロス集計結果 調査結果のまとめについて ヒアリングについて 今後の予定について
第5回ワーキンググループ 日時:平成26年11月25日(火)13:00~18:00 場所:日本介護支援専門員協会 会議室	 アンケート調査について ヒアリングについて ①日程と分担 ②ヒアリング項目 ③進行方法、分担 3. 今後の予定について
第6回ワーキンググループ 日時:平成27年1月19日(月)13:00~17:00 場所:日本介護支援専門員協会 会議室	 報告書について ①報告書の全体構成 ②コメントの整理 ③ヒアリングのまとめ ④事業のまとめと考察及び提言 2. 今後の予定について
第7回ワーキンググループ 日時:平成27年2月6日(金)14:00~17:00 場所:日本介護支援専門員協会 会議室	 報告書について ①ヒアリングのまとめ ②事業のまとめと考察及び提言 今後の予定について

(3) 本調査研究の進め方

本調査研究では、まず先行研究および社会保障審議会をはじめとする公開の場での議論等を踏まえ、介護保険外インフォーマルサービスに係わるこれまでの議論を整理した。調査研究を進めるにあたり、対象とする支援・サービスの範囲を整理したものを下表に示す。

介護保険に基づくもの 介護保険に基づかないもの 今回の調査対象範囲 公的制度以外の 地域 介護保険法 介護給付 支援・サービス 支援 以外に基づく 予防給付 (NPOや事業者等が 公的サービス 事業 提供するもの) されていないもの 制度外かつシステム 他分野の 専門職以外による援助 CM等による 専門職による (家族·親戚·知人等) 援助 援助 化 今回の調査対象範囲 部分的に自由記述で把握

図表1 調査対象とする支援・サービスの範囲の整理

本調査研究においては、制度あるいはシステム化されたものかつ専門的なものとして地域支援事業と介護保険法以外に基づく公的サービス、制度あるいはシステム化されたものかつ非専門的なものとして公的制度以外の支援・サービスを検討の主な対象とする。補足的に、制度外かつシステム化されていないケアマネジャーや家族等による援助に関する情報も収集することとした。これらのサービスを総称して、以降は本調査研究の対象を「介護保険外サービス」とする。

実施方法としては、介護支援専門員を対象としたアンケート調査およびヒアリング調査により、 介護支援専門員による介護保険外サービスの提供に係わる現在の実態を把握し、今後に向 けた課題を整理することとした。

(4) アンケート調査

介護保険サービスと介護保険外サービスが併用されており、かつ介護保険外サービスがケアプラン等に位置づけられている事例の実態および介護支援専門員の関わり方の実態を把握するため、以下の通りアンケート調査を実施した。調査はア)介護支援専門員調査票およびイ)個別事例調査票の2種類で構成し、イ)個別事例調査票については介護支援専門員1人につき介護保険外サービスの併用事例2事例(2票)まで回答を依頼した。

図表2 アンケート調査概要

図表2 アンケート調査概要				
調査名称	;	ケアマネジメントにおける介護保険外サービスの活用状況等に		
		関するアンケート調査		
調査期間		平成 26 年 8 月 1 日(金)		
		~平成 26 年 9 月 16 日(火)		
調査方法	;	質問紙調査		
		(都道府県介護支援専門員協会・協議会に回答者の紹介を依		
		頼、WEB による回収)		
対象		居宅介護支援事業所あるいは介護予防支援事業所に在籍す		
		る(主任)介護支援専門員		
主な調	ア)介護	・所属する事業所の種別		
查項目	支援専	・主任介護支援専門員資格の有無		
	門員調	・事業所所在自治体の人口・高齢化率		
	查票	・事業所所在自治体の第5期介護保険料月額基準額		
		・利用者の居住地域における介護保険サービス以外のサービス		
		の提供状況		
		・過去1年間相談を受けた中で介護保険サービスの利用にいた		
		らなかった事例の件数		
		・介護保険法以外の法に基づく公的サービス活用上の課題		
		・民間サービス・互助的サービス活用上の課題		
	イ)個別	•基本属性(性別•年齢)		
	事例調	・臨床的特徴(現在の要介護度・過去一年で最も高かった時点		
	査票	の要介護度・主疾患・ADL)		
		•社会経済状況(居住形態・同居者有無・年金種別)		
		・主介護者の状況		
		・外出頻度、交流、いきがいや興味		
		・介護保険サービス利用状況		
		・介護保険外サービス利用状況		
		・介護支援員による関わりの状況		
		・家族等が提供している援助内容		
配布数	# 4 15 +	940件		
122	雙支援専	515 票(回答率 54.8%)		
Net	調査票			
	川事例調	1,030票 (回答者1人あたり2票)		
査	芸			

(5) ヒアリング調査

アンケート調査(p7)の結果を受けて、介護保険外サービスの導入に向けた課題およびその対応策を検討することを目的としてヒアリング調査を実施した。調査概要は以下の通りであった。

図表3 ヒアリング調査概要

四次3 こプラファ 間直帆安			
調査名	称	ケアマネジメントにおける介護保険外サービスの活用状況等に	
		関するヒアリング調査	
調査期	間	平成 26 年 12 月 4 日(木)	
		~平成 26 年 12 月 22 日(月)	
調査方	法	聞き取り調査	
対象		次の地域のうちアンケート調査の回答者 3~5 名	
		·千葉県、兵庫県、和歌山県、熊本県	
日程	千葉県	日程:平成 26 年 12 月 4 日(木)17:00~19:00	
およ		会場:千葉県介護支援専門員協議会 事務局	
び会		千葉県千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3 階	
場	兵庫県	日程:平成 26 年 12 月 11 日(木)13:30~15:30	
		会場:神戸センタープラザ西館 6階14号室	
		兵庫県神戸市中央区三宮町2丁目11-1-604号	
	和歌山県	日程:平成 26 年 12 月 20 日(土)13:00~15:00	
		会場:和歌山県介護支援専門員協会 事務局	
		和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛12階	
	熊本県	日程:平成 26 年 12 月 22 日(月)17:00~19:00	
		会場:JR九州ホテル熊本	
		熊本市西区春日 3 丁目 15 番 15 号	
主な聞	き取り事例	①介護保険外サービスを働きかけたが利用していない事例	
		②入退院時に関わった場合の支援内容について	
		③経済状況で困窮している方の支援の対応	
		④権利擁護や成年後見制度を働きかけたが利用しない事例	
		⑤介護支援専門員が介護保険外で支援せざるを得ない状況	
·	·		

第2章

アンケート調査結果

第2章 アンケート調査結果

(1) 調査概要

介護保険サービス事業者による生活支援サービス(介護保険外サービス)の提供実態を把握することを目的としてアンケート調査を実施した。調査概要は以下の通りであった。

図表4 アンケート調査概要(再掲)

ヨーナカル		ログ・ノンノ「明旦例女(中間)			
調査名称	`	ケアマネジメントにおける介護保険外サービスの活用状況等に			
		関するアンケート調査			
調査期間		平成 26 年 8 月 1 日(金)			
		~平成 26 年 9 月 16 日(火)			
調査方法		質問紙調査			
		(都道府県介護支援専門員協会・協議会に回答者の紹介を依			
		頼、WEB による回収)			
対象		居宅介護支援事業所あるいは介護予防支援事業所に在籍す			
		る(主任)介護支援専門員			
主な調	ア)介護	・所属する事業所の種別			
查項目	支援専	・主任介護支援専門員資格の有無			
	門員調	・事業所所在自治体の人口・高齢化率			
	査票	・事業所所在自治体の第5期介護保険料月額基準額			
		・利用者の居住地域における介護保険サービス以外のサービス			
		の提供状況			
		・過去1年間相談を受けた中で介護保険サービスの利用にいた			
		らなかった事例の件数			
		・介護保険法以外の法に基づく公的サービス活用上の課題			
		・民間サービス・互助的サービス活用上の課題			
	イ)個別	・基本属性(性別・年齢)			
	事例調	・臨床的特徴(現在の要介護度・過去一年で最も高かった時点			
	査票	の要介護度・主疾患・ADL)			
		•社会経済状況(居住形態・同居者有無・年金種別)			
		・主介護者の状況			
		・外出頻度、交流、いきがいや興味			
		・介護保険サービス利用状況			
		・介護保険外サービス利用状況			
		・介護支援員による関わりの状況			
		・家族等が提供している援助内容			
配布数		940件			
人-#:土瓜士		515 票(回答率 54.8%)			
回 介護文援専 収 門員調査票					
数個別事例調		1,030票 (回答者1人あたり2票)			
查票		1,000 A. (F. B. B. 1,00/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/1			
上 上 ス	18				

調査はア)介護支援専門員調査票およびイ)個別事例調査票の2種類で構成し、イ)個別事例調査票については介護支援専門員1人につき介護保険外サービスの併用事例2事例 (2票)まで回答を依頼した。

なお、以下の報告のうち同居者の有無・年金種別・事業所種別との関連を検討した記述は、 カイ二乗検定(有意水準 0.05%)で有意であったことに基づくため、グラフでの見え方と一致 しないことがある。

(2) 介護保険外サービスの提供および利用の働きかけに関する調査結果

① 回答者(介護支援専門員)の属性および事業所の所在する地域の特徴

回答した介護支援専門員の所属を見ると、居宅介護支援事業所が 58.3%、地域包括支援センターが 37.5%であった。

また、回答者の74.4%が主任介護支援専門員であり、本調査結果には、主任介護支援専門員の回答が多い傾向がある点に留意が必要である。

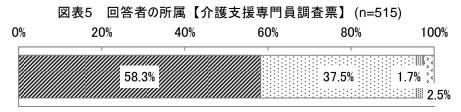


図1.居宅介護支援事業所 □2.地域包括支援センター ■3.上記以外 □無回答

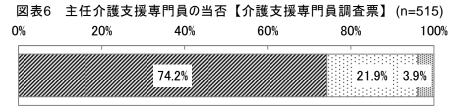
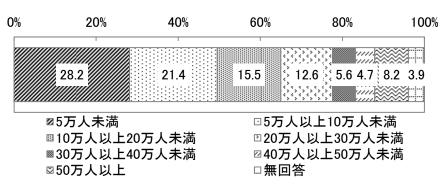


図1.主任介護支援専門員である□2.主任介護支援専門員ではない■無回答

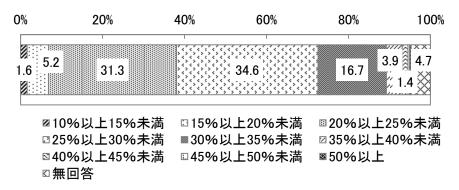
事業所が所在する自治体の人口については、10万人未満の自治体に所在する事業所が ほぼ半数を占めていた。

図表7 事業所が所在する自治体の人口【介護支援専門員調査票】(n=515)



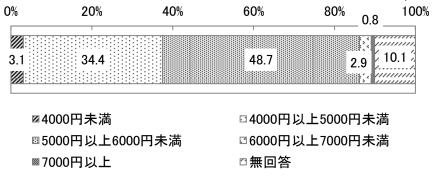
また、事業所が所在する自治体の高齢化率は平均26.4%であった。平成22年度における全国の市区町村の高齢化率の平均は28.0%(標準偏差6.9)であり、大きく違わなかったⁱ。

図表8 事業所が所在する自治体の高齢化率 【介護支援専門員調査票】(n=515)



事業所が所在する自治体の第 5 期における介護保険料月額基準額は平均 5,118 円であった。5000 円以上の自治体がほぼ半数を占めていた。全国の平均は 4,972 円であり、5000 円以上の自治体は 32.3%であった"ことから、本調査の対象事業所が所在する自治体の保険料は平均よりやや高いといえる。

図表9 事業所が所在する自治体の介護保険料 【介護支援専門員調査票】(n=515)



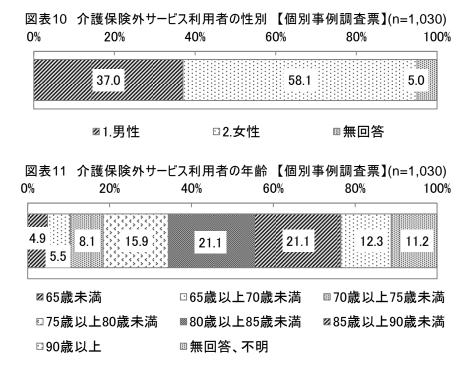
[·] 平成 22 年国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)

[&]quot;「第5期計画期間における介護保険の第1号保険料について」(老健局介護保険計画課、平成24年3月30日)

② 介護保険外サービス利用者の特徴

a) 基本的特徵

介護支援専門員が個別事例調査票によって挙げた介護保険外サービスの利用者の58.1%は女性であり、年齢では80歳以上85歳未満と85歳以上90歳未満がともに21.1%で最も多く、75歳以上の後期高齢者が全体の約7割を占めた。利用者の平均年齢は80.5歳であった。介護保険受給者全体では女性の割合が70.4%であり、後期高齢者の割合は85.8%であるため (前) 、介護保険外サービスの利用者にはより男性が多く、また比較的若い人が多く含まれることが推測される。

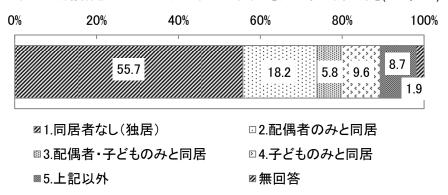


iii 平成 25 年度介護給付費実態調査報告(厚生労働省大臣官房統計情報部 平成 25 年 5 月審査分~平成 26 年 4 月審査分)

iv 介護予防支援・居宅介護支援受給者では後期高齢者が83.4%を占める。

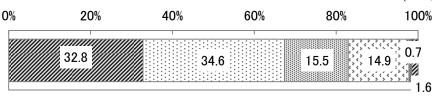
同居者の状況について見ると、「同居者なし(独居)」が最も多く 55.7%、次いで「配偶者のみと同居」が 18.2%、「子どものみと同居」が 9.6%となっていた。特に独居の割合については、全国の高齢者人口に占める独居割合が男性 4.3%、女性 11.2%であることと比較するとかなり高かった。

図表12 介護保険外サービス利用者の同居者 【個別事例調査票】(n=1,030)



主介護者の状況について見ると、「主介護者が同居」が最も多く全体の34.6%、次いで「主介護者なし」が32.8%、「主介護者が同一市町村内に居住」が15.5%、「主介護者がいるが同一市町村外に居住」が14.9%となっていた。

図表13 介護保険外サービス利用者の主介護者の状況 【個別事例調査票】(n=1,030)

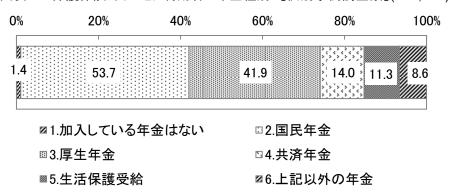


- 図1.主介護者なし
- □2.主介護者が同居
- ■3.主介護者が同一市町村内に居住
- □4.主介護者がいるが同一市町村外に居住
- ■5.主介護者が不明
- ∞無回答

v 平成 24 年版 高齢社会白書(内閣府)

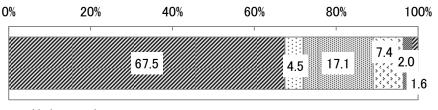
年金種別について見ると、「国民年金」が最も多く全体の 53.7%、次いで「厚生年金」が 41.9%であった。「生活保護受給」も 11.3%となっていた。なお、「上記以外の年金」には遺族 年金、障害年金等が含まれた。

図表14 介護保険外サービス利用者の年金種別 【個別事例調査票】(n=1,030)



住宅形態について見ると、「持家の戸建」が最も多く全体の 67.5%、次いで「賃貸住宅(賃 貸戸建・集合住宅、シェアハウス等)」が 17.1%であった。

図表15 介護保険外サービス利用者の住宅形態 【個別事例調査票】(n=1,030)



- 図1.持家の戸建
- □2.持家の集合住宅(マンション・アパート等)
- ■3.賃貸住宅(賃貸戸建・集合住宅、シェアハウス等)
- □4.ケア付きの集合住宅(サービス付高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム、ケアハウス等)
- ■5.上記以外
- 図無回答

b) 臨床的特徵

調査時点の要介護度は要支援2が25.5%と最も多く、要支援1から要介護2の利用者がおよそ8割を占めた。介護予防支援・居宅介護支援の受給者の全体では要支援2は16.4%、要支援1から要介護2の利用者は7.3割となっており^{vi}、介護保険外サービスの利用者は比較的要介護度の軽い人が多いことが推測される。

過去1年間で最も高かった要介護度と比較した場合、74.1%は維持(不変)であるが、19.9%が改善していた。

図表16 介護保険外サービス利用者の調査時点での要介護度 【個別事例調査票】(n=1,030)

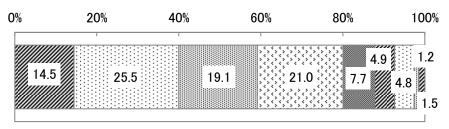
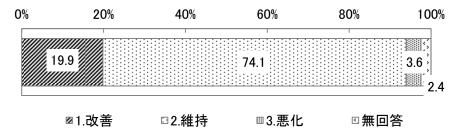


図1.要支援1 □2.要支援2 ■3.要介護1 □4.要介護2 ■5.要介護3

図6.要介護4 □7.要介護5 圖8.非該当 図無回答

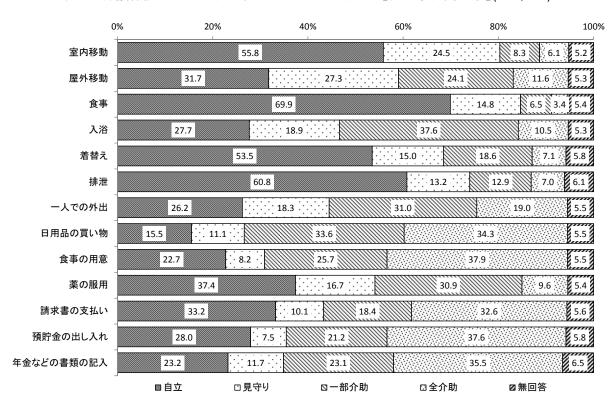
図表17 介護保険外サービス利用者の過去1年での要介護度の変化 【個別事例調査票】(n=1,030)



vi 平成 25 年度介護給付費実態調査報告(厚生労働省大臣官房統計情報部 平成 25 年 5 月審査分 ~平成 26 年 4 月審査分)

ADL/IADL について見ると、食事、排泄、室内移動、着替えについては「自立」である割合が大きい一方、入浴、日用品の買い物、一人での外出、薬の服用については「一部介助」である割合が大きかった。さらに、食事の用意、預貯金の出し入れ、年金など書類の記入等のIADLの項目については「全介助」である割合が大きかった。

図表18 介護保険外サービス利用者の ADL/IADL の状況 【個別事例調査票】(n=1,030)



主疾患(複数回答可)で最も多かったのは高血圧(42.3%)であり、次いで目・耳の病気(28.0%)、筋骨格の病気(24.5%)が多かった。

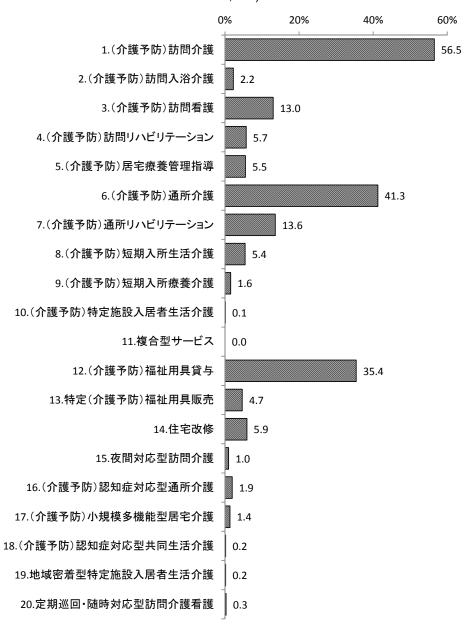
0% 20% 40% 60% 1.高血圧 42.3 2.脳卒中 20.3 18.0 3.心臓病 4.糖尿病 12.7 5.高脂血症 7.3 6.呼吸器の病気 7.2 7.胃腸・肝臓・胆嚢の病気 8.0 8.腎臓・前立腺の病気 9.2 9.筋骨格の病気 24.5 10.外傷 2.0 11.がん 5.7 12.血液・免疫の病気 3.2 13.**う**つ病 6.2 14.認知症 24.1 15.パーキンソン病 5.0 16.目・耳の病気 28.0 17.その他 15.1 18.上記いずれも無し

図表19 介護保険外サービス利用者の主疾患 【個別事例調査票】(複数回答、n=1,030)

ここまでに見た特徴をまとめると、本調査において回答のあった個別事例は、75 歳以上の後期高齢者で要支援〜要介護2程度の、独居あるいは配偶者と同居の利用者の事例が多くを占めていると言える。

現在利用している介護保険サービスでは、「(介護予防)訪問介護」、「(介護予防)通所介護」、「(介護予防)福祉用具貸与」が多かった。

図表20 介護保険外サービス利用者が利用している介護保険サービス 【個別事例調査票】(複数回答、n=1,030)



③ 介護保険外サービスの地域における提供状況と介護支援専門員の関わりの概観

利用者が居住する地域において利用可能な介護保険外のサービスを把握するために、過去にケアプランに位置づけたり紹介したりしたものに限定せず、地域における以下 a)~1)のサービスの提供状況や介護支援専門員の関わりについて尋ねた。

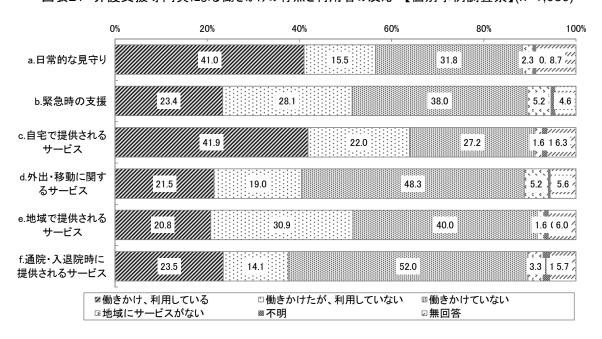
サービスの分類は以下の通りであった。

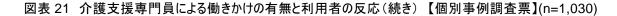
a)日常的な見守り/b)緊急時の支援/c)利用者の自宅において提供されるサービス/d)外出・移動に関するサービス/e)地域で提供されるサービス/f)通院・入院中・退院調整等に提供されるサービス/g)一時的宿泊に関するサービス/h)金銭管理に関する支援/i)相談に関する支援/j)自治体が提供するサービス/k)介護保険以外の介護サービス(個別事例調査票のみ)/l)介護保険法以外の法に基づく公的サービス(個別事例調査票のみ)

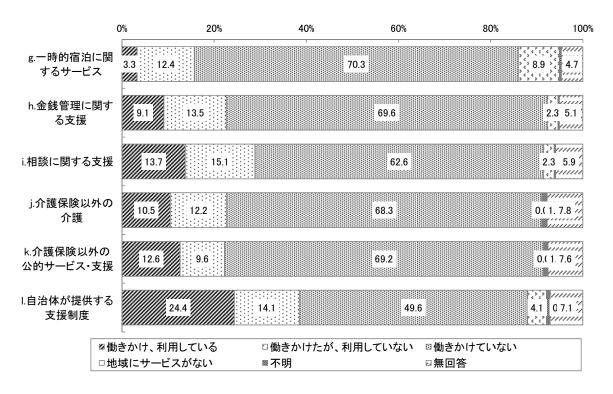
a) 地域における介護保険外サービスの提供有無および働きかけの概況

a)~l)のサービスについて、それぞれに介護支援専門員による働きかけの状況を見ると、「自宅で提供されるサービス」、「日常的な見守り」、「緊急時の支援」、「通院・入退院時に提供されるサービス」といった支援・サービスでは働きかけた割合が大きかった。ただし、前述したような個別事例の基本属性を踏まえると、「働きかけていない」の割合が大きい支援・サービスについては、その必要性が無いと考えられたために介護支援専門員が働きかけなかった可能性も考えられる。

図表21 介護支援専門員による働きかけの有無と利用者の反応 【個別事例調査票】(n=1,030)

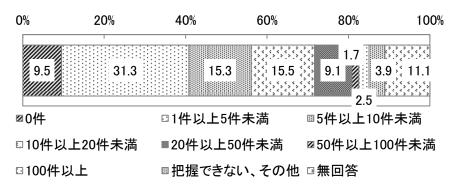






参考として、相談を受けた事例のうち、介護保険サービスを利用しない等で給付に至らなかった件数(1年間1人当たりの件数)について見ると、「1件以上5件未満」が最も多く全体の31.3%となっている。平均値は15件、中央値が5件であり、介護支援専門員一人につき、そのような事例の件数は概ね1年間に1件から10件の間にあると言える。

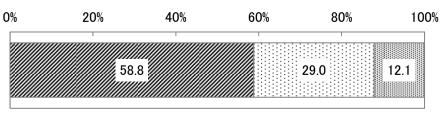
図表22 相談を受けた事例のうち介護保険サービスの利用に至らなかった件数 【介護支援専門員調査票】 (n=515)



b) 情報提供・紹介した支援・サービスの有無

a)~l)のサービスの利用について介護支援専門員の関わりを見ると、個別事例全体の58.8%で「自分が情報提供・紹介した支援・サービスがある」となっていた。

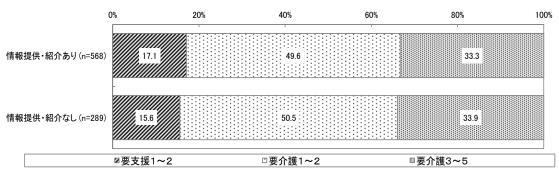
図表23 介護支援専門員による情報提供・紹介の有無 【個別事例調査票】(n=1,030)



- 図1.自分が情報提供・紹介した支援・サービスがある
- □2.自分が情報提供・紹介した支援・サービスはない
- ■無回答

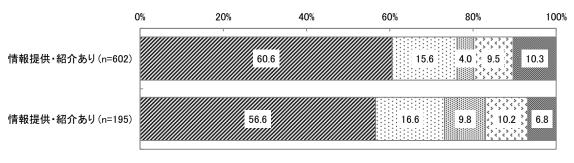
要介護度と介護支援専門員による情報提供・紹介の有無の関連はみられなかった。

図表24 介護支援専門員による情報提供・紹介と現在の要介護度の関連 【個別事例調査票】



同居者の有無と介護支援専門員による情報提供・紹介の有無の関連をみてみると、働き かけない場合は配偶者と子供と同居している割合が高かった。

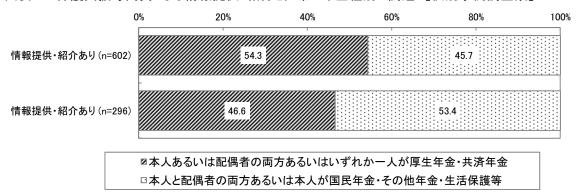
図表25 介護支援専門員による情報提供・紹介と同居者の有無の関連 【個別事例調査票】



◎同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 ◎配偶者・子どものみと同居 ◎子どものみと同居 ◎上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員による情報提供・紹介の有無の関連をみてみると、働きかけている場合には、国民年金または生活保護等を受給している世帯の利用者には、厚生年金・共済年金の受給者がいる世帯の利用者の割合が低かった。

図表26 介護支援専門員による情報提供・紹介と世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



なお、過去 1 年間での要介護度の変化、主任介護支援専門員であるかどうか、所属事業 所種別は介護支援専門員による情報提供・紹介の有無と関連がなかった。

c) 情報提供·紹介の理由

さらに、情報提供・紹介している場合にその理由について見ると、「他の利用者の評判が良いから」が最も多く 44.1%、次いで「必要とする支援をその事業者・団体のみが提供しているから」が 33.2%、「事業所の職員と交流があり信頼がおけるから」が 28.9%となっていた。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 1.他の利用者の評判が良いから 44.1 2.規模が大きい事業者・団体だから 12.5 3.事業所の職員と交流があり信頼が 28.9 おけるから 4.経営方針や経営者個人に信頼が 10.4 おけるから 5.自事業所が属する法人・グループ 7.3 が提供しているから 6.必要とする支援をその事業者・団体 33.2 のみが提供しているから 7.その他 17.2

図表27 介護支援専門員による情報提供・紹介の理由 【個別事例調査票】(n=1,030)

なお、情報提供・紹介している場合の理由と介護支援専門員の所属する事業所の種別に は関連がみられなかった。

④ 介護保険外サービスの提供状況および利用の働きかけの状況と関連する要因の分析結果

利用者が居住する地域において利用可能な介護保険外のサービスを把握するために、過去にケアプランに位置づけたり紹介したりしたものに限定せず、介護支援専門員に以下 a)~i)のサービスが地域において提供されているかどうかたずねた。

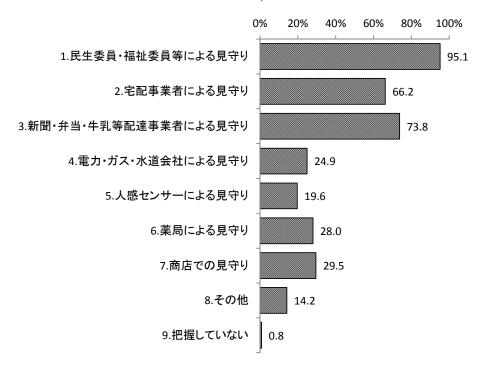
また、個別事例調査票において、実際に介護支援専門員による働きかけ(紹介やケアプランへの位置づけ)の状況、介護保険サービスの利用者によるこれらの介護保険外のサービスの利用状況について把握した。その分類は以下の通りであった。

a)日常的な見守り/b)緊急時の支援/c)利用者の自宅において提供されるサービス/d)外出・移動に関するサービス/e)地域で提供されるサービス/f)通院・入院中・退院調整等に提供されるサービス/g)一時的宿泊に関するサービス/h)金銭管理に関する支援/i)相談に関する支援/j)自治体が提供するサービス/k)介護保険以外の介護サービス(個別事例調査票のみ)/l)介護保険法以外の法に基づく公的サービス(個別事例調査票のみ)

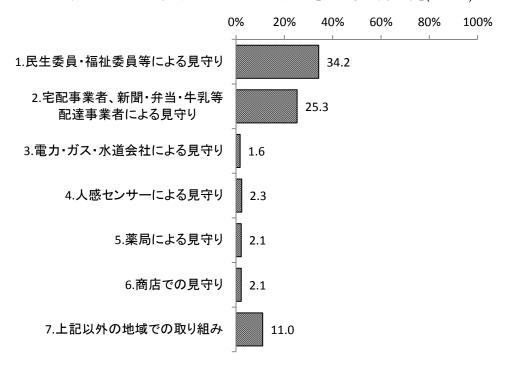
a) 日常的な見守りに関するサービスの提供状況および利用の働きかけの状況

日常の見守りに関するサービスについて、地域における提供状況を見ると、「民生委員・福祉委員による見守り」、「新聞・弁当・牛乳等配達事業者による見守り」、「宅配事業者による見守り」は、提供されている地域が多いと言える。

図表28 地域における日常的な見守りサービスの提供状況 【介護支援専門員調査票】(複数回答、n=515)

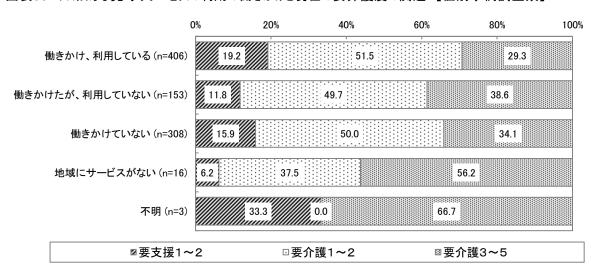


一方、介護支援専門員が働きかけ、実際に利用に至った 427 名が現に介護保険サービス と併用している見守りサービスの種類は、「民生委員・福祉委員による見守り」が最も多く全体 の 34.2%、次いで「宅配事業者、新聞・弁当・牛乳等配達事業者による見守り」が 25.3%となっていた。



図表29 日常的な見守りサービスの利用状況 【個別事例調査票】(n=427)

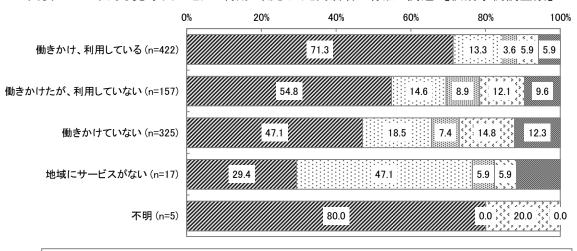
要介護度と介護支援専門員による日常的な見守りサービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。



図表30 日常的な見守りサービスの利用の働きかけと現在の要介護度の関連【個別事例調査票】

同居者の有無と介護支援専門員による日常的な見守りサービス利用の働きかけの有無の 関連をみてみると、利用を働きかけている場合は「同居者なし(独居)」の利用者の割合が高 いことがわかる。

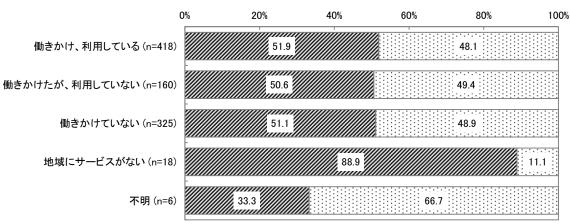
図表31 日常的な見守りサービスの利用の働きかけと同居者の有無の関連 【個別事例調査票】



図同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 図配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ■上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員による日常的な見守りサービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

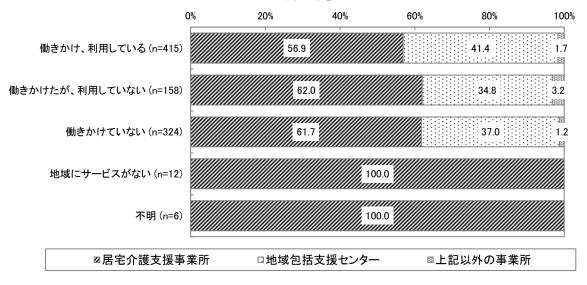
図表32 日常的な見守りサービスの利用の働きかけと世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



図本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金□本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

介護支援専門員の所属事業所種別の状況と介護支援専門員による日常的な見守りサービス利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけて利用されている場合に地域包括支援センターの割合がわずかに高かった。

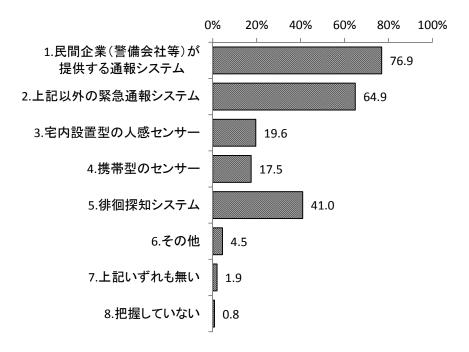
図表33 日常的な見守りサービスの利用の働きかけと介護支援専門員の所属事業所種別の関連 【個別事例調査票】



b) 緊急時の支援サービスの提供状況および利用の働きかけの状況

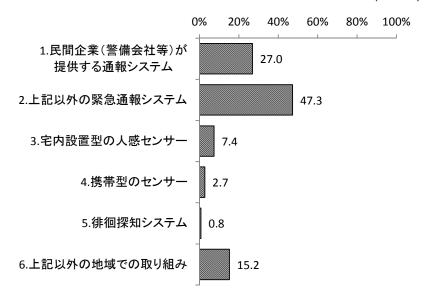
緊急時の支援について、地域における提供状況をみると、民間企業あるいはその他の緊急通報システムは、提供されている地域が多いと言える。「徘徊探知システム」を提供されていると回答した介護支援専門員は全体の約4割であった。

図表34 地域における緊急時支援サービスの提供状況 【介護支援専門員調査票】(複数回答、n=515)



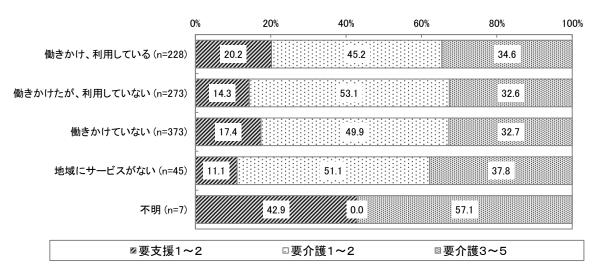
一方、介護支援専門員が働きかけ、実際に利用に至った 256 名が現に介護保険サービス と併用している緊急時支援サービスの種類は、「上記以外の緊急通報システム」が最も多く全 体の 47.3%、次いで「民間企業が提供する通報システム」が 27.0%となっていた。

図表35 緊急時支援サービスの利用状況 【個別事例調査票】(n=256)



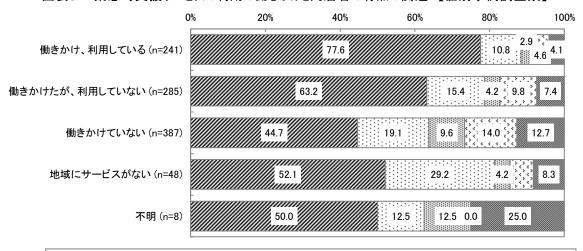
要介護度と介護支援専門員による緊急時支援サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

図表36 緊急時支援サービスの利用の働きかけと現在の要介護度の関連 【個別事例調査票】



同居者の有無と介護支援専門員による緊急時支援サービス利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけている場合は「同居者なし(独居)」の利用者の割合が高いことがわかる。また、働きかけていない場合は子どもと同居している割合が特に高かった。

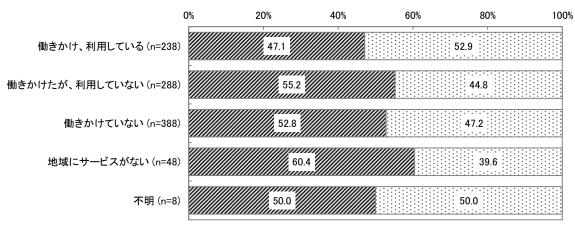
図表37 緊急時支援サービスの利用の働きかけと同居者の有無の関連 【個別事例調査票】



| 図同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 図配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ■上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員による緊急時支援サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

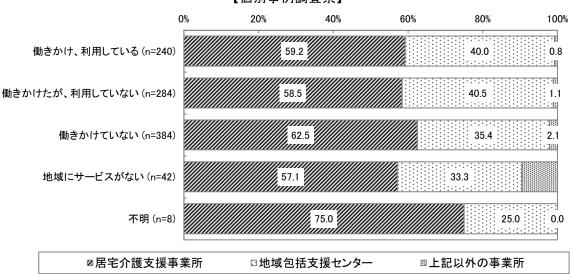
図表38 緊急時支援サービスの利用の働きかけと世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



▼本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金□本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

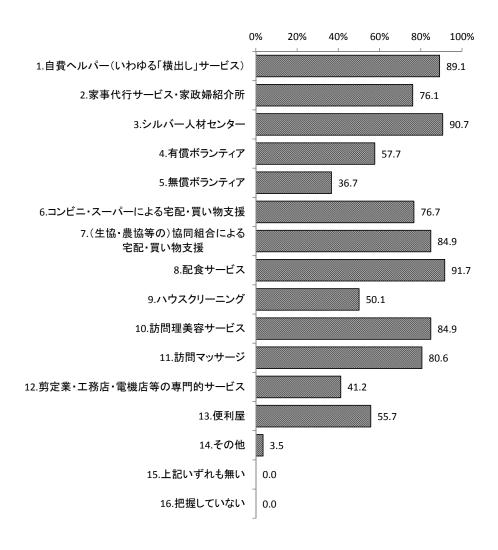
介護支援専門員の所属事業所種別の状況と介護支援専門員による緊急時支援サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

図表39 緊急時支援サービスの利用の働きかけと介護支援専介護支援専門員の所属事業所種別の関連 【個別事例調査票】



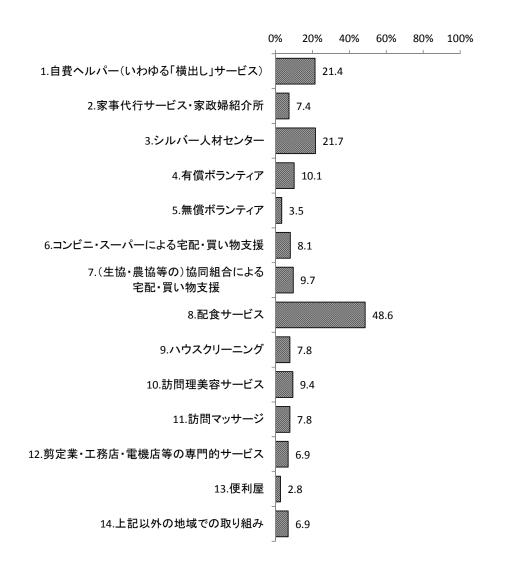
c) 利用者の自宅において提供されるサービスの提供状況および利用の働きかけの状況 自宅において提供されるサービスは多彩であり、多くの地域で提供されていた。

図表40 地域における自宅でのサービスの提供状況 【介護支援専門員調査票】(複数回答、n=515)



一方、介護支援専門員が働きかけ、実際に利用に至った 434 名が現に介護保険サービス と併用している自宅でのサービスの種類は、「配食サービス」が最も多く全体の 48.6%、次いで「シルバー人材センター」が 21.7%、「自費ヘルパー」が 21.4%、となっていた。

図表41 自宅でのサービスの利用状況 【個別事例調査票】(n=434)

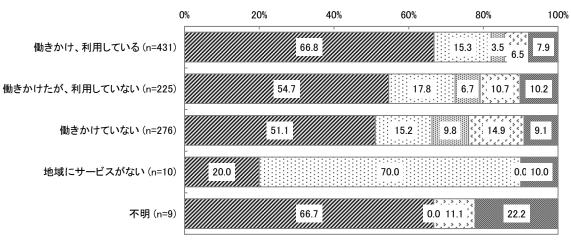


要介護度と介護支援専門員による自宅でのサービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

0% 20% 40% 60% 100% 働きかけ、利用している 49.5 34.0 (n=406)働きかけたが、利用して 16.5 49.1 いない (n=218) 働きかけていない 19.2 50.0 30.8 (n=266)地域にサービスがない 20.0 80.0 (n=10)11.1 不明 (n=9) 55.6 33.3 ☑要支援1~2 □要介護1~2 □要介護3~5

図表42 自宅でのサービスの利用の働きかけと現在の要介護度の関連 【個別事例調査票】

同居者の有無と介護支援専門員による自宅でのサービス利用の働きかけの有無の関連を みてみると、働きかけている場合は同居者なし(独居)の利用者の割合が高いことがわかる。 また、働きかけない場合は子どもと同居している割合が特に高かった。

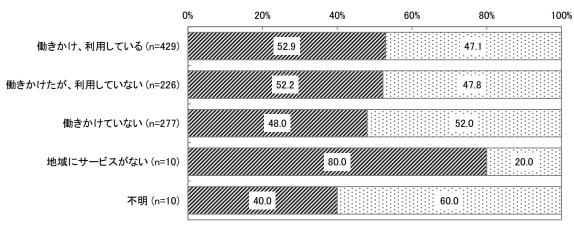


図表43 自宅でのサービスの利用の働きかけと同居者の有無の関連 【個別事例調査票】

◎同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 □配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ∞上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員による自宅でのサービス利用の働きかけの 有無の関連はみられなかった。

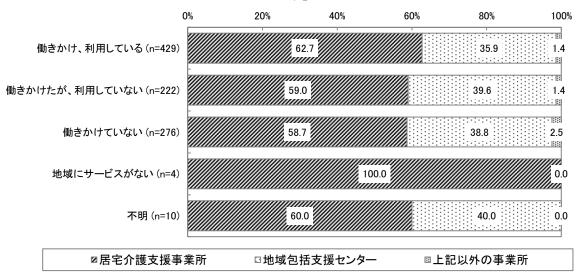
図表44 自宅でのサービスの利用の働きかけと世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



図本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金□本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

介護支援専門員の所属事業所種別の状況と介護支援専門員による自宅でのサービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

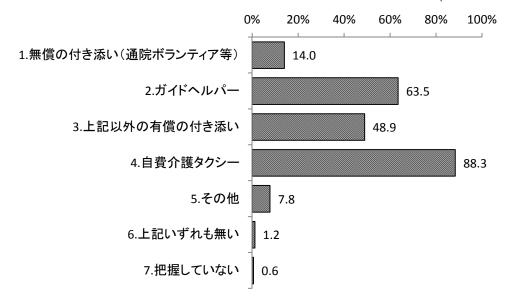
図表45 自宅でのサービスの利用の働きかけと介護支援専門員の所属事業所種別の関連 【個別事例調査票】



d) 外出・移動に関するサービスの提供状況および利用の働きかけの状況

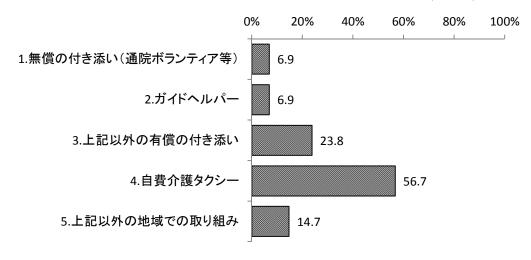
外出・移動に関するサービスについて、「自費介護タクシー」、「ガイドヘルパー」、「上記以 外の有償の付き添い」は、提供されている地域が多いと言える。

図表46 地域における外出・移動サービスの提供状況 【介護支援専門員調査票】(複数回答、n=515)



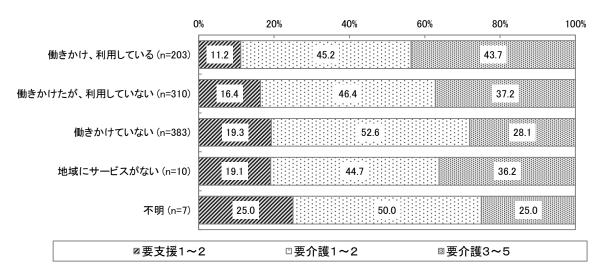
一方、介護支援専門員が働きかけ、実際に利用に至った231名が現に介護保険サービスと併用している外出・移動に関するサービスでは、「自費介護タクシー」が最も多く全体の56.7%、次いで「上記以外の有償の付き添い」が23.8%となっていた。

図表47 外出・移動サービスの利用状況 【個別事例調査票】(n=231)



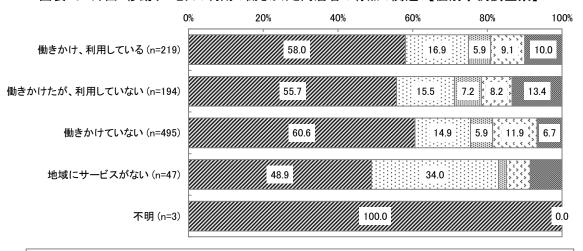
要介護度と介護支援専門員による外出・移動に関するサービス利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけている場合は要介護度の重い利用者の割合が高いことがわかる。

図表48 外出・移動サービスの利用の働きかけと現在の要介護度の関連 【個別事例調査票】



同居者の有無と介護支援専門員による外出・移動に関するサービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

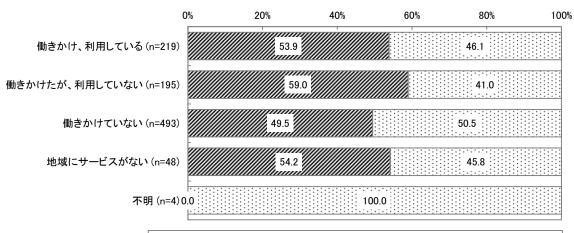
図表49 外出・移動サービスの利用の働きかけと同居者の有無の関連 【個別事例調査票】



図同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 □配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ■上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員による外出・移動サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

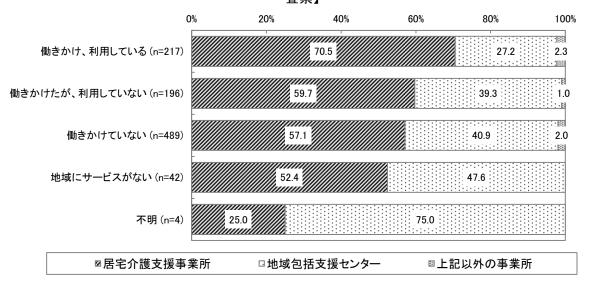
図表50 外出・移動サービスの利用の働きかけと世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



▼本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金□本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

介護支援専門員の所属事業所種別の状況と介護支援専門員による外出・移動サービス 利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけている場合は居宅介護支援事業所の 割合が高く、地域包括支援センターの割合が低かった。

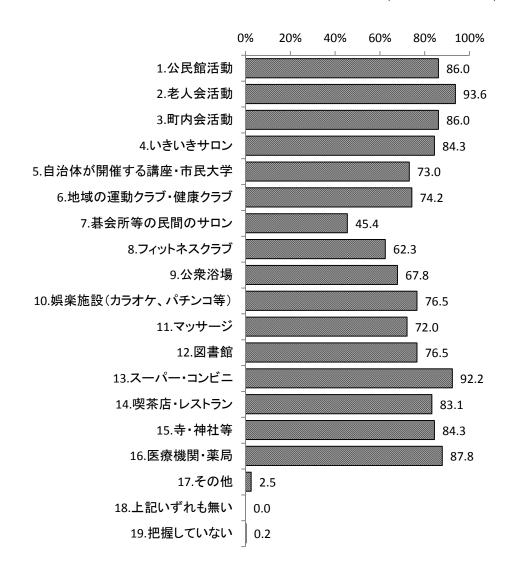
図表51 外出・移動サービスの利用の働きかけと介護支援専門員の所属事業所種別の関連 【個別事例調査票】



e) 地域で提供されるサービスの提供状況および利用の働きかけの状況

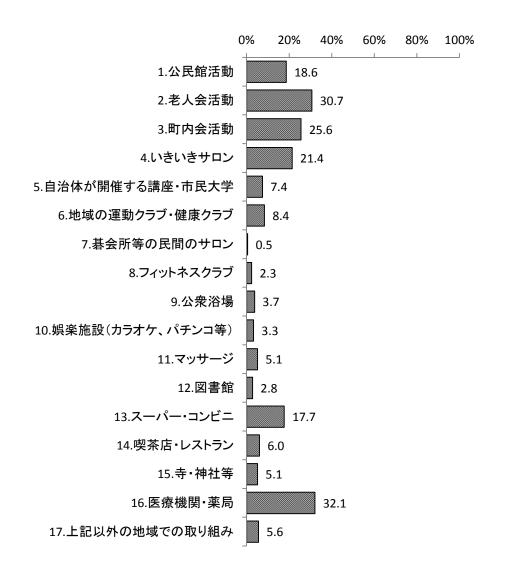
地域で提供されるサービスは多彩であり、多くの地域で提供されていた。

図表52 地域で提供されるサービスの状況 【介護支援専門員調査票】(複数回答、n=515)



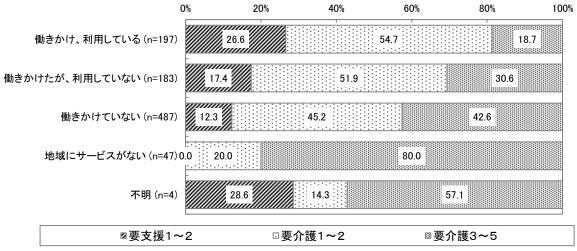
一方、現に利用されているサービスは必ずしも多くなく、介護支援専門員が働きかけ、実際に利用に至った 215 名のうち 32.1%が「医療機関・薬局」を、30.7%が「老人会活動」を、25.6%が「町内会活動」を利用していた。

図表53 地域のサービスの利用状況 【個別事例調査票】(n=215)



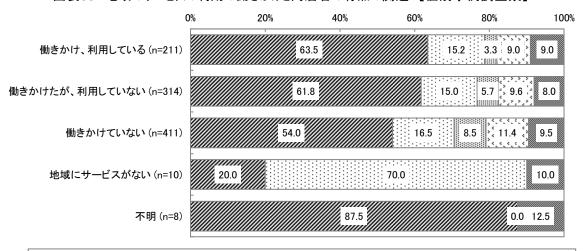
要介護度と介護支援専門員による地域のサービス利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけている場合は要介護度の軽い利用者の割合が高いことがわかる。

図表54 地域のサービスの利用の働きかけと現在の要介護度の関連 【個別事例調査票】



同居者の有無と介護支援専門員による地域のサービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

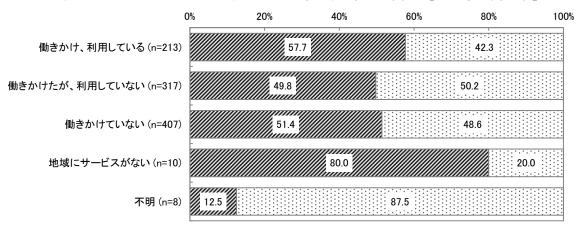
図表55 地域のサービスの利用の働きかけと同居者の有無の関連 【個別事例調査票】



図同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 □配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ■上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員による地域のサービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

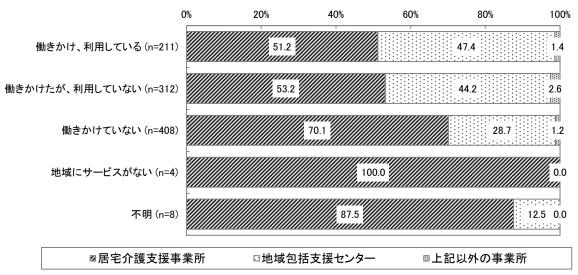
図表56 地域のサービスの利用の働きかけと世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



▼本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金□本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

介護支援専門員の所属事業所種別の状況と介護支援専門員による地域のサービスの利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけている場合はその他の場合と比べ、居宅介護支援事業所の割合が低かった。

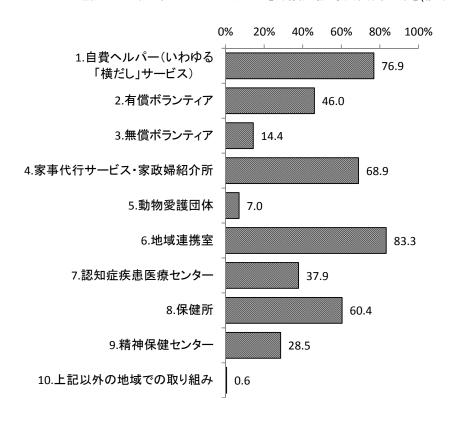
図表57 地域のサービスの利用の働きかけと介護支援専門員の所属事業所種別の関連 【個別事例調査票】



f) 通院・入院中・退院調整等に提供されるサービスの提供状況および利用の働きかけの 状況

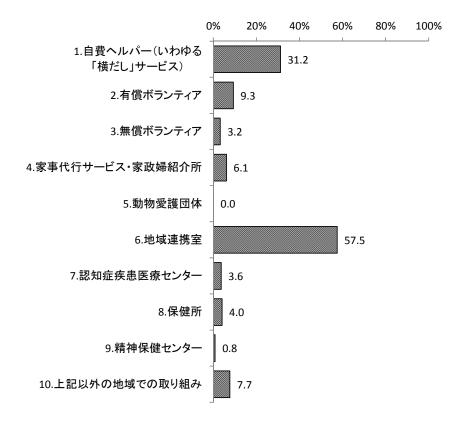
通院・入退院時のサービスの地域における提供状況を見ると、「地域連携室」が 83.3%、「自費ヘルパー」が 76.9%、「家事代行サービス・家政婦紹介所」が 68.9%となっていた。

図表58 地域における通院・入退院時のサービスの状況 【介護支援専門員調査票】(複数回答、n=515)



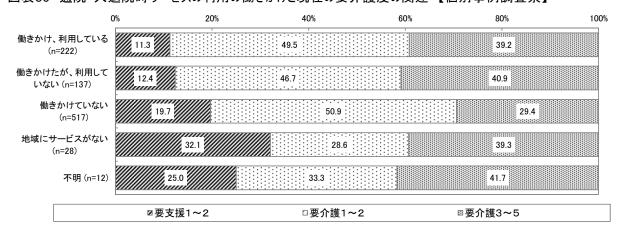
一方、介護支援専門員が働きかけ、実際に利用に至った247名が現に介護保険サービスと併用している通院・入退院時サービスについて見ると「地域連携室」(57.5%)、「自費ヘルパー」(31.2%)以外はほとんど利用がなかった。

図表59 通院・入退院時のサービスの利用状況 【個別事例調査票】(複数回答、n=247)



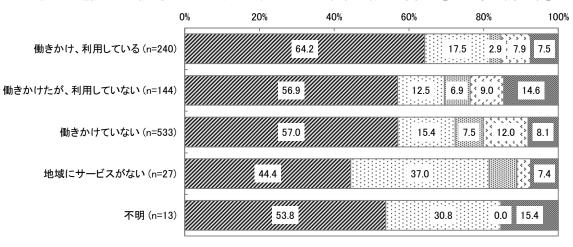
要介護度と介護支援専門員による通院・入退院時サービス利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけている場合は要介護度の重い利用者の割合が高いことがわかる。

図表60 通院・入退院時サービスの利用の働きかけと現在の要介護度の関連【個別事例調査票】



同居者の有無と介護支援専門員による通院・入退院時サービス利用の働きかけの有無の 関連をみてみると、働きかけている場合は同居者なし(独居)の利用者の割合が高いことがわ かる。また、働きかけていない場合は働きかけている場合と比べ子どもと同居している割合が 特に高かった。

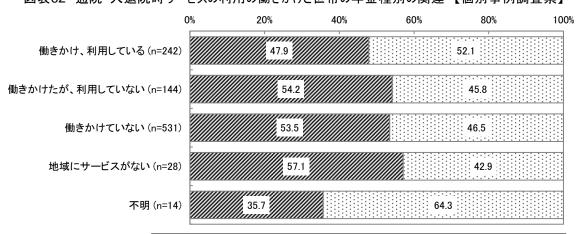
図表61 通院・入退院時サービスの利用の働きかけと同居者の有無の関連 【個別事例調査票】



◎同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 ◎配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ◎上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員による通院・入退院時サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

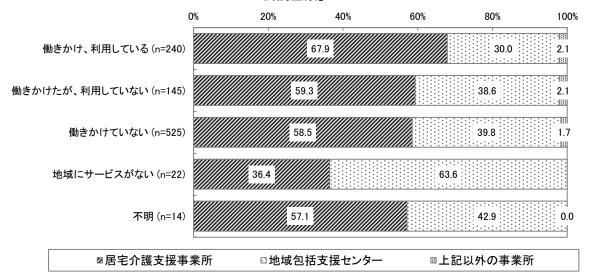
図表62 通院・入退院時サービスの利用の働きかけと世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



▼本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金□本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

介護支援専門員の所属事業所種別の状況と介護支援専門員による通院・入退院時のサービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

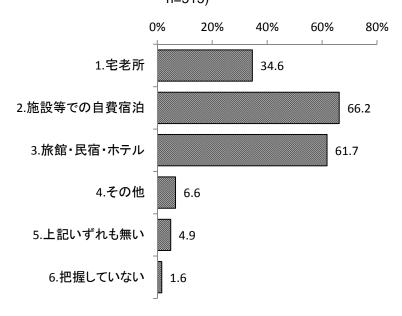
図表63 通院・入退院時サービスの利用の働きかけと介護支援専門員の所属事業所種別の関連 【個別事例調査票】



g) 一時的宿泊に関するサービスの提供状況および利用の働きかけの状況

一時的宿泊に関するサービスの地域における提供状況を見ると、「施設等での自費宿泊」が 66.2%、「旅館・民宿・ホテル」が 61.7%となっていた。

図表64 地域における一時的宿泊に関するサービスの状況 【介護支援専門員調査票】(複数回答、n=515)

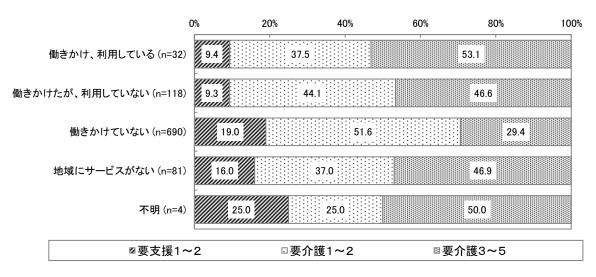


一方、介護支援専門員が働きかけ、実際に利用に至った34名が現に介護保険サービスと 併用している一時的宿泊に関するサービスでは、「施設等での自費宿泊」が67.6%であり、そ の他のサービスの利用は必ずしも多くなかった。

図表65 一時的宿泊のサービスの利用状況 【個別事例調査票】(n=34) 0% 20% 40% 60% 80% 100% 1.宅老所 2.施設等での自費宿泊 3.旅館・民宿・ホテル 4.上記以外の地域での取り組み

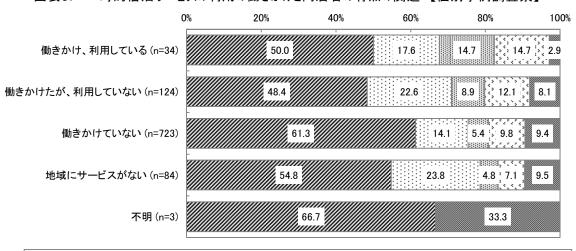
要介護度と介護支援専門員による一時的宿泊サービス利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけている場合は要介護度の重い利用者の割合が高いことがわかる。

図表66 一時的宿泊サービスの利用の働きかけと現在の要介護度の関連 【個別事例調査票】



同居者の有無と介護支援専門員による一時的宿泊サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

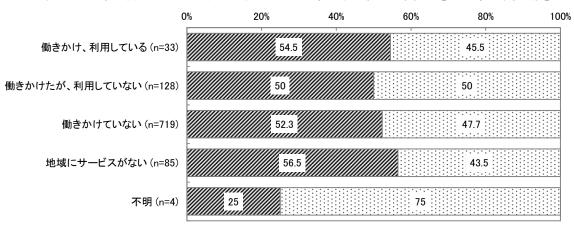
図表67 一時的宿泊サービスの利用の働きかけと同居者の有無の関連 【個別事例調査票】



◎同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 □配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ■上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員による一時的宿泊サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

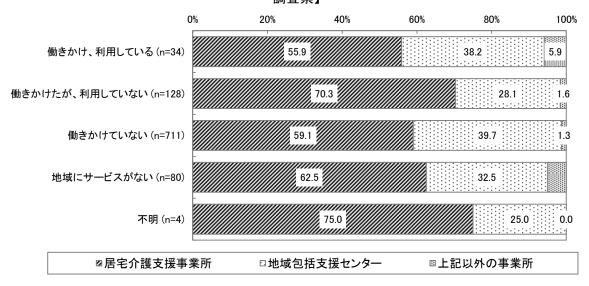
図表68 一時的宿泊サービスの利用の働きかけと世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



図本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金□本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

介護支援専門員の所属事業所種別の状況と介護支援専門員による一時的宿泊サービス 利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけても利用していない場合で居宅介護支援事業所の割合が高かった。

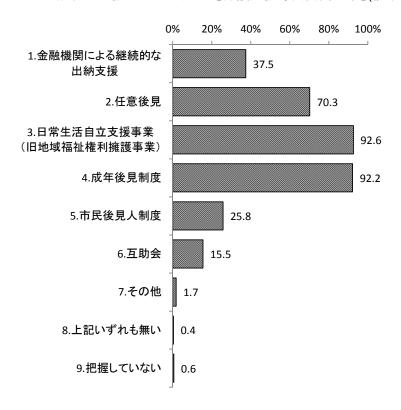
図表69 一時的宿泊サービスの利用の働きかけと介護支援専門員の所属事業所種別の関連 【個別事例 調査票】



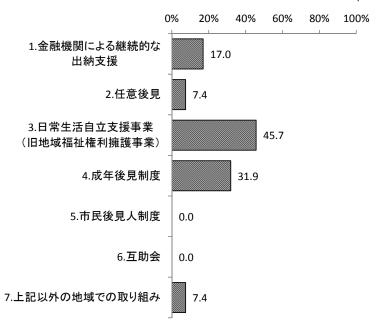
h) 金銭管理に関する支援サービスの提供状況および利用の働きかけの状況

金銭管理に関する支援について地域における提供状況を見ると、「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」がほとんどすべての地域で提供され、「任意後見」も約7割の介護支援専門員が地域において提供されていると回答していた。

図表70 地域における金銭管理支援サービスの状況 【介護支援専門員調査票】(複数回答、n=515)

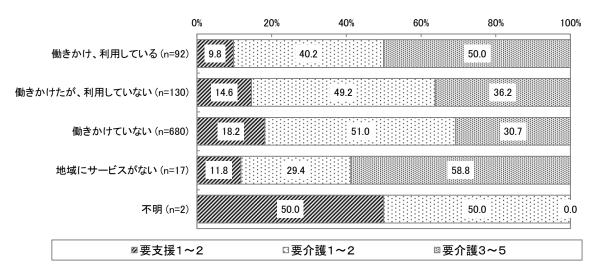


一方、介護支援専門員が働きかけ、実際に利用に至った94名が現に介護保険サービスと併用している金銭管理支援サービスは、「日常生活自立支援事業」が45.7%と最も多く、次いで「成年後見制度」が31.9%となっていた。



図表71 金銭管理支援サービスの利用状況 【個別事例調査票】(n=94)

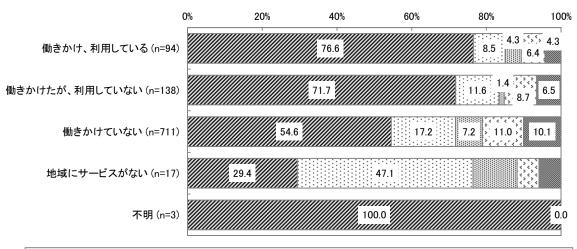
要介護度と介護支援専門員による金銭管理支援サービス利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけている場合は要介護度の重い利用者の割合が高いことがわかる。



図表72 金銭管理支援サービスの利用の働きかけと現在の要介護度の関連 【個別事例調査票】

同居者の有無と介護支援専門員による金銭管理支援サービス利用の働きかけの有無の 関連をみてみると、働きかけている場合は同居者なし(独居)の利用者の割合が高いことがわ かる。また、働きかけない場合は同居者のいる割合が特に高かった。

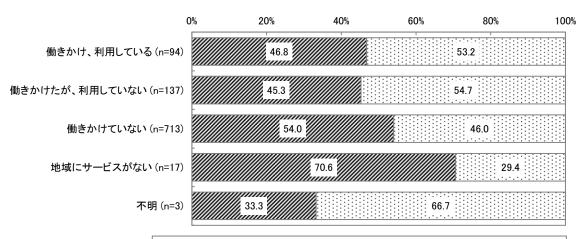
図表73 金銭管理支援サービスの利用の働きかけと同居者の有無の関連 【個別事例調査票】



◎同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 □配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ■上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員による金銭管理支援サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

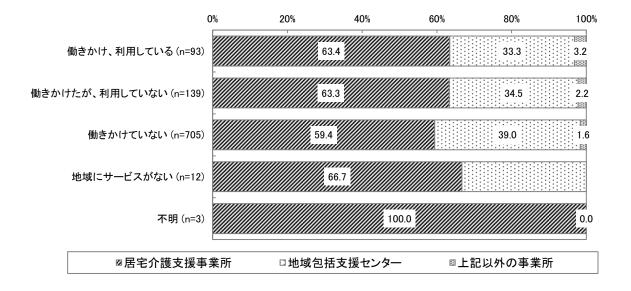
図表74 金銭管理支援サービスの利用の働きかけと世帯の年金種別の関連【個別事例調査票】



▼本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金□本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

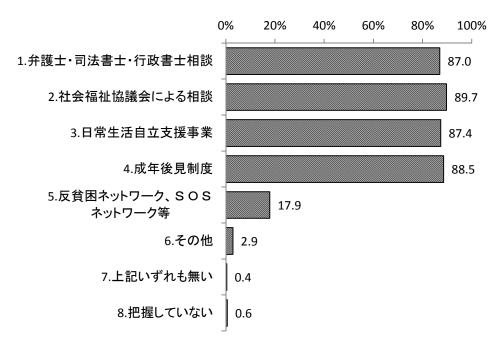
介護支援専門員の所属事業所種別の状況と介護支援専門員による金銭管理支援サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

図表75 金銭管理支援サービスの利用の働きかけと介護支援専門員の所属事業所種別の関連 【個別事例調査票】



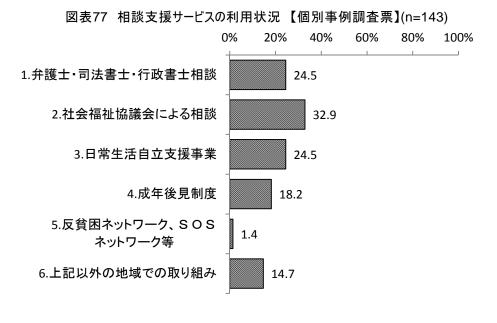
i) 相談に関する支援サービスの提供状況および利用の働きかけの状況

相談に関する支援について、地域における提供状況を見ると、「弁護士・司法書士・行政書士相談」、「社会福祉協議会による相談」、「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」は、提供されている地域が多いと言える。



図表76 地域における相談支援サービスの状況 【介護支援専門員調査票】(複数回答、n=515)

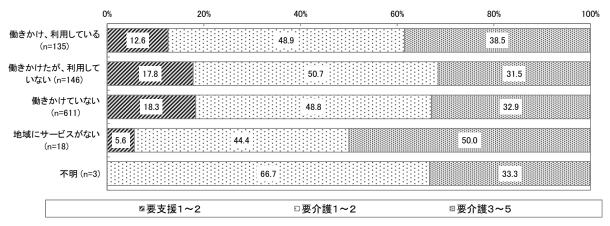
一方、介護支援専門員が働きかけ、実際に利用に至った 143 名が現に介護保険サービスと併用している相談支援サービスは、「社会福祉協議会による相談」が 32.9%と最も多く、次いで「弁護士・司法書士・行政書士相談」と「日常生活自立支援事業」が 24.5%となっていた。



54

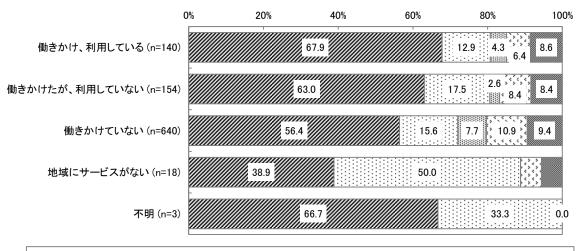
要介護度と介護支援専門員による相談支援サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

図表78 相談支援サービスの利用の働きかけと現在の要介護度の関連 【個別事例調査票】



同居者の有無と介護支援専門員による相談支援サービス利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけている場合は同居者なし(独居)の利用者の割合が高いことがわかる。

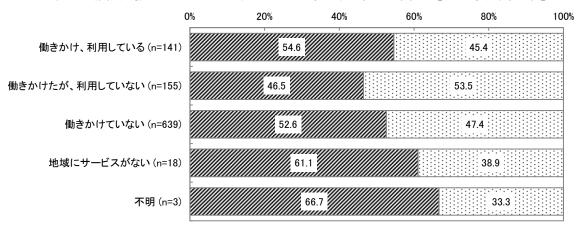
図表79 相談支援サービスの利用の働きかけと同居者の有無の関連 【個別事例調査票】



◎同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 ◎配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ◎上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員による相談支援サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

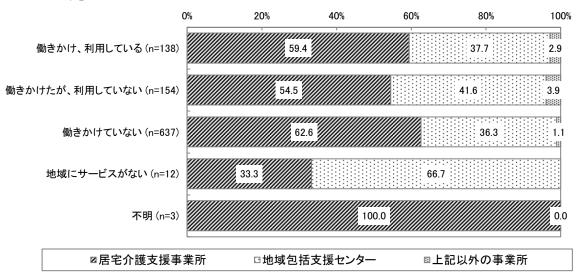
図表80 相談支援サービスの利用の働きかけと世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



▼本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金□本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

介護支援専門員の所属事業所種別の状況と介護支援専門員による相談支援サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

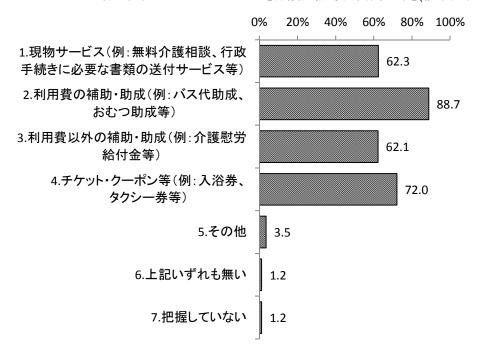
図表81 相談支援サービスの利用の働きかけと介護支援専門員の所属事業所種別の関連 【個別事例調 査票】



j) 自治体が提供するサービスの提供状況および利用の働きかけの状況

自治体が提供する支援制度について地域における提供状況を見ると、「利用費の補助・助成」、「チケット・クーポン等」が提供されている割合が7~8割、「現物サービス」、「利用費以外の補助・助成」が提供されている割合が約6割となっていた。

図表82 地域における自治体が提供するサービスの状況 【介護支援専門員調査票】(複数回答、n=515)

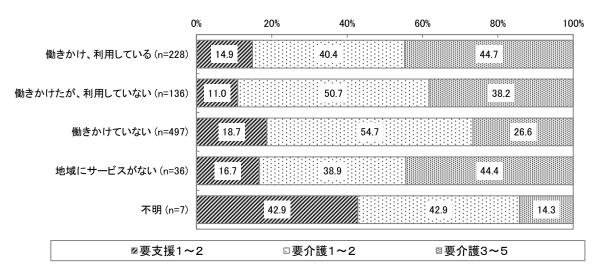


一方、介護支援専門員が働きかけ、実際に利用に至った 255 名が現に介護保険サービス と併用している自治体が提供するサービスは、「利用費の補助・助成」が 58.8%、「チケット・クーポン等」が 44.3%となっていた。

図表83 自治体が提供するサービスの利用状況 【個別事例調査票】(n=255) 0% 20% 40% 60% 80% 100% 1.現物サービス(例:無料介護相談、行政 14.1 手続きに必要な書類の送付サービス等) 2.利用費の補助・助成(例:バス代助成、 58.8 おむつ助成等) 3.利用費以外の補助・助成(例:介護慰労 6.3 給付金等) 4.チケット・クーポン等(例:入浴券、 44.3 タクシー券等) 5.その他 9.0

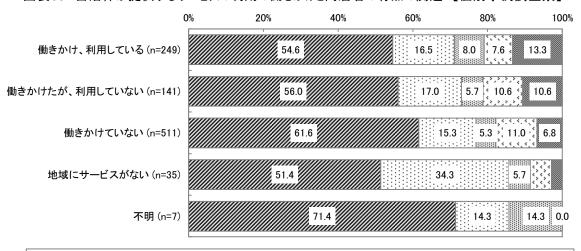
要介護度と介護支援専門員による自治体が提供するサービス利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけている場合は要介護度の重い利用者の割合が高いことがわかる。

図表84 自治体が提供するサービスの利用の働きかけと現在の要介護度の関連【個別事例調査票】



同居者の有無と介護支援専門員による自治体が提供するサービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

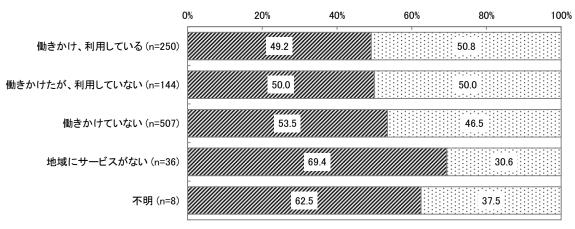
図表85 自治体が提供するサービスの利用の働きかけと同居者の有無の関連 【個別事例調査票】



▼同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 □配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ■上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員による自治体が提供するサービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

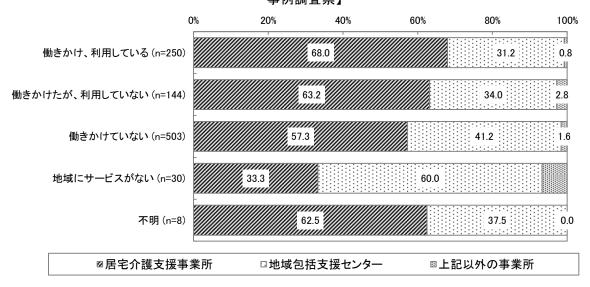
図表86 自治体が提供するサービスの利用の働きかけと世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



図本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金□本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

介護支援専門員の所属事業所種別の状況と介護支援専門員による自治体が提供するサービス利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけて利用している場合は居宅介護支援事業所の割合が高かった。

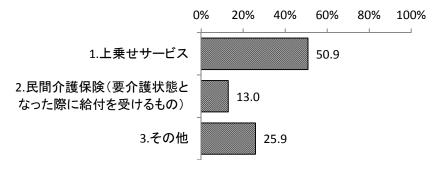
図表87 自治体が提供するサービスの利用の働きかけと介護支援専門員の所属事業所種別の関連 【個別事例調査票】



k) 介護保険以外の介護サービス(個別事例調査票のみ)

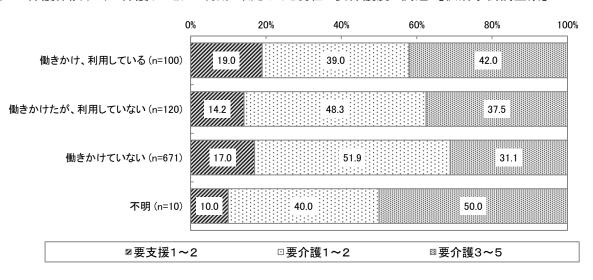
介護支援専門員が働きかけ、実際に利用に至った 108 名が現に介護保険サービスと併用 している介護保険外の介護サービスは、「上乗せサービス」が 50.9%、「民間介護保険(要介 護状態となった際に給付を受けるもの)」が 13.0%となっていた。

図表88 介護保険以外の介護サービスの利用状況 【個別事例調査票】(n=108)



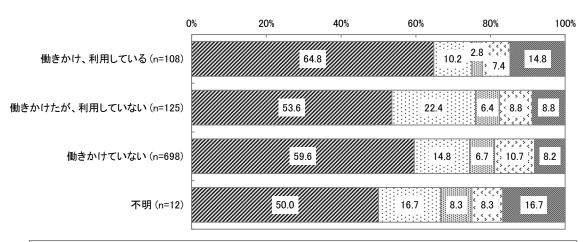
要介護度と介護支援専門員による介護保険以外の介護サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

図表89 介護保険以外の介護サービスの利用の働きかけと現在の要介護度の関連 【個別事例調査票】



同居者の有無と介護支援専門員による介護保険以外の介護サービス利用の働きかけの 有無の関連はみられなかった。

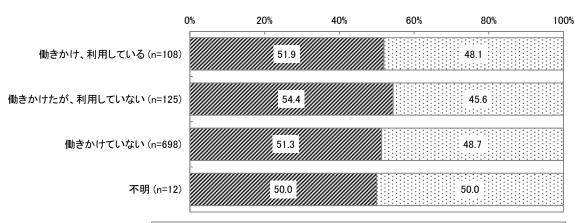
図表90 介護保険以外の介護サービスの利用の働きかけと同居者の有無の関連 【個別事例調査票】



◎同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 ◎配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ◎上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員による介護保険以外の介護サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

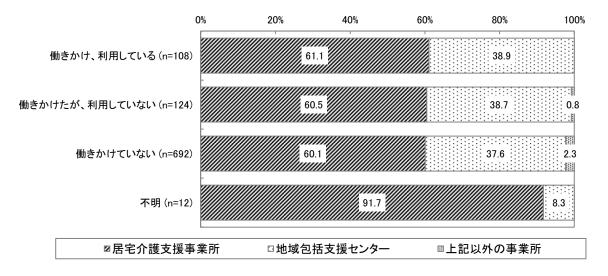
図表91 介護保険以外の介護サービスの利用の働きかけと世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



図本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金□本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

介護支援専門員の所属事業所種別の状況と介護支援専門員による介護保険以外の介護サービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

図表92 介護保険以外の介護サービスの利用の働きかけと介護支援専門員の所属事業所種別の関連 【個別事例調査票】



1) 介護保険法以外の法に基づく公的サービス(個別事例調査票のみ)

介護支援専門員が働きかけ、実際に利用に至った 130 名が現に介護保険サービスと併用 している介護保険法以外の法に基づく公的サービスは、「生活保護」が 51.5%、「総合支援 法に基づくサービス」が 30.8%となっていた。

0% 20% 40% 60% 80% 100%

1.総合支援法に基づくサービス

2.生活困窮者自立支援法に基づくサービス

3.生活保護

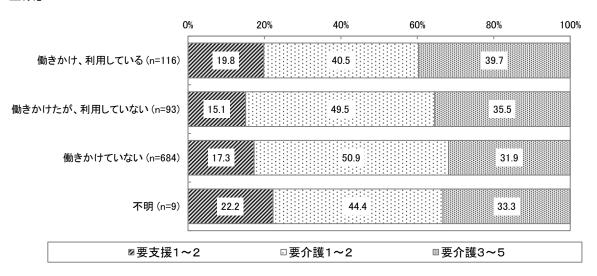
4.その他

23.8

図表93 介護保険法以外の法に基づくサービスの利用状況 【個別事例調査票】(n=130)

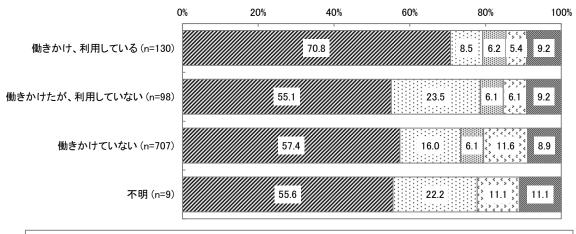
要介護度と介護支援専門員による介護保険法以外の法に基づくサービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

図表94 介護保険法以外の法に基づくサービスの利用の働きかけと現在の要介護度の関連 【個別事例調査票】



同居者の有無と介護支援専門員による介護保険法以外の法に基づくサービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

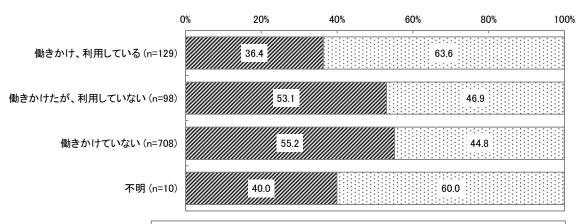
図表95 介護保険法以外の法に基づくサービスの利用の働きかけと同居者の有無の関連 【個別事例調査票】



図同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 □配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ■上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員による介護保険法以外の法に基づくサービス利用の働きかけの有無の関連をみてみると、働きかけ利用している場合は国民年金または生活保護等を受給している世帯の利用者の割合が高いことがわかる。

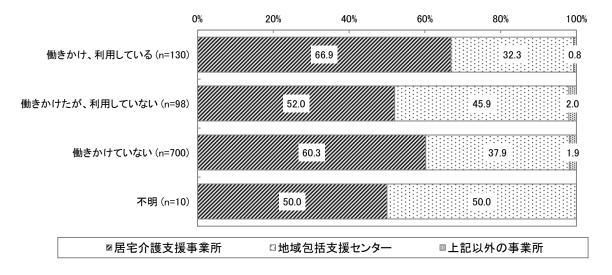
図表96 介護保険法以外の法に基づくサービスの利用の働きかけと世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



図本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金□本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

介護支援専門員の所属事業所種別の状況と介護支援専門員による介護保険法以外の法に基づくサービス利用の働きかけの有無の関連はみられなかった。

図表97 介護保険法以外の法に基づくサービスの利用の働きかけと介護支援専門員の所属事業所種別の 関連【個別事例調査票】



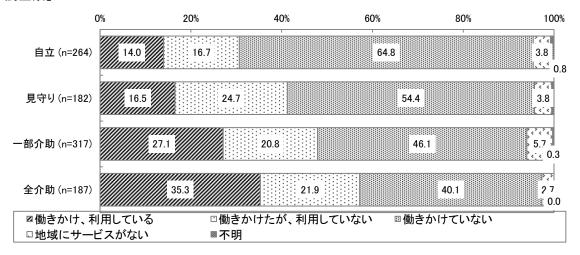
なお、いずれのサービスにおいても、過去1年間の要介護度変化とサービス利用の働きかけ有無の関連、主任介護支援専門員であるかどうかとサービス利用の働きかけ有無の関連はみられなかった。

⑤ 利用者の状態像に着目した介護保険外サービス等の利用状況

a) 外出・移動に関するサービス利用の働きかけと利用状況

IADL 項目のうち「一人での外出」の状態像別に、保険外サービスの中でも「外出・移動に関するサービス」の働きかけについて見ると、「一部介助」や「全介助」の事例の方が介護支援専門員が働きかけている割合が大きい傾向がみられた。

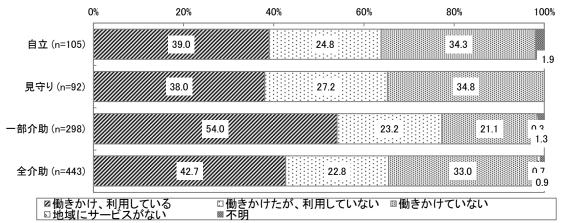
図表98 IADL(一人での外出)状態像別にみた外出・移動サービス利用の働きかけと利用状況 【個別事例調査票】



b) 利用者の自宅において提供されるサービス利用の働きかけと利用状況

IADL 項目のうち「日用品の買い物」および「食事の用意」の状態像(いずれか状態の悪い方)別に「自宅で提供されるサービス」の働きかけについて見ると、「一部介助」の事例には利用を働きかけて利用されている割合が高い一方で「全介助」の事例には働きかけていない割合が高かった。利用しているサービス内容について見ると、訪問理美容サービスおよび訪問マッサージは「全介助」の事例で利用している割合が高かった。

図表99 IADL(日用品の買い物および食事の用意)状態像別にみた自宅でのサービス利用の働きかけと利用 状況 【個別事例調査票】

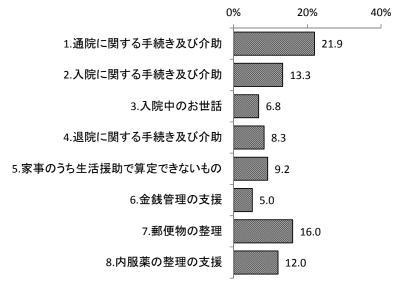


⑥ 介護保険外かつシステム化されていないサービスの提供状況

a) 通常のケアマネジメント業務以外で介護支援専門員自身が提供している支援の状況

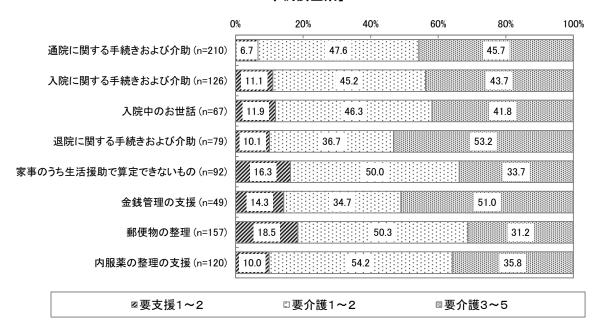
通常のケアマネジメント業務以外で介護支援専門員自身が提供している支援の内容について見ると、「通院に関する手続きおよび介助」が最も多く21.9%、次いで「郵便物の整理」が16.0%、「入院に関する手続きおよび介助」が13.3%となっていた。

図表100 介護支援専門員による通常のケアマネジメント業務以外の支援 【個別事例調査票】(n=1,030)



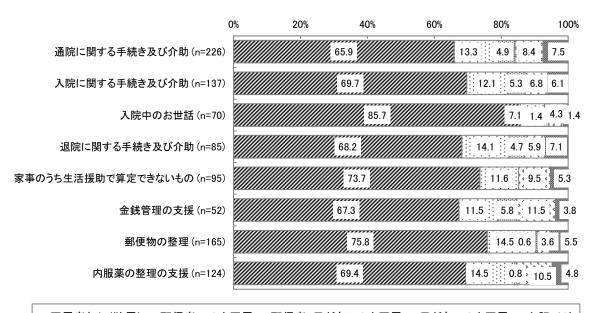
要介護度と介護支援専門員自身が提供している支援の内容の関連をみてみると、「通院に関する手続きおよび介助」「退院に関する手続きおよび介助」を提供された場合は要介護度が重い割合が高いことがわかる。

図表101 介護支援専門員による通常のケアマネジメント業務以外の支援と現在の要介護度の関連【個別事例調査票】



同居者の有無と介護支援専門員自身が提供している支援の内容の関連をみてみると、「通院に関する手続きおよび介助」「入院に関する手続きおよび介助」「入院中のお世話」「家事のうち生活援助で算定できないもの」「郵便物の整理」「内服薬の整理の支援」は独居の利用者に対して提供していた割合が高く、配偶者や子供と同居している場合は提供していた割合が低かった。

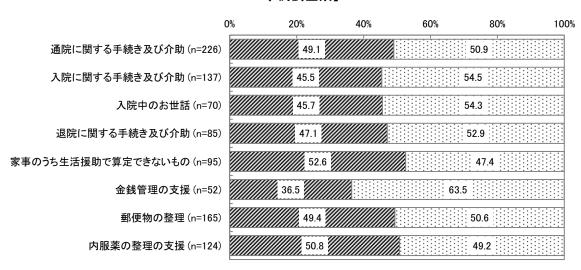
図表102 介護支援専門員による通常のケアマネジメント業務以外の支援と同居者の有無の関連【個別事例調査票】



図同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 □配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ■上記以外

世帯でみた年金種別の状況と介護支援専門員自身が提供している支援の内容の関連を みてみると、「入院に関する手続きおよび介助」「金銭管理の支援」は国民年金または生活保 護等を受給している世帯の利用者に提供していた割合が高かった。

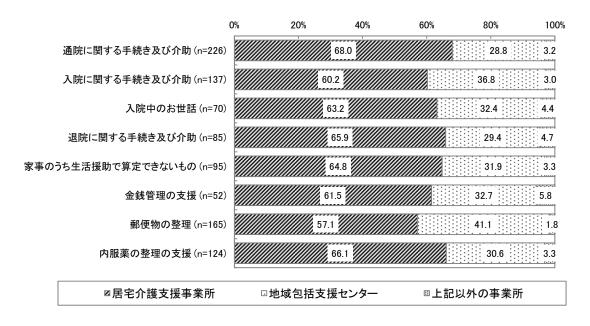
図表103 介護支援専門員による通常のケアマネジメント業務以外の支援と世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



図本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金□本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

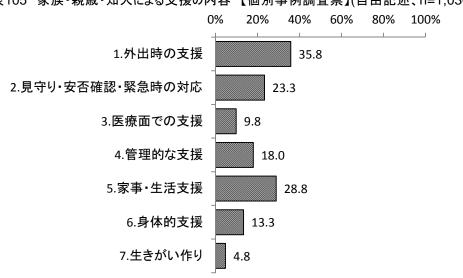
介護支援専門員の所属事業所種別の状況と介護支援専門員自身が提供している支援の 内容をみてみると、「通院に関する手続きおよび介助」は居宅介護支援事業所で提供してい た割合が高く、地域包括支援センターではその割合が低かった。

図表104 介介護支援専門員による通常のケアマネジメント業務以外の支援と介護支援専門員の所属事業 所種別の関連【個別事例調査票】



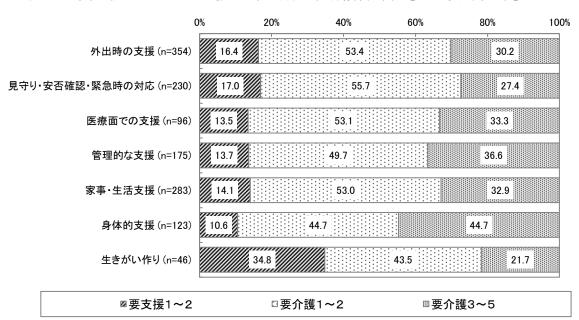
b) 家族・親戚・知人が提供している支援の内容

家族・親戚・知人が提供している支援について自由記述で回答を求めたところ、「外出時 の支援」、「家事・生活支援」が多かった。



図表105 家族・親戚・知人による支援の内容 【個別事例調査票】(自由記述、n=1,030)

要介護度と家族・親戚・知人による支援の内容の関連をみてみると、「身体的支援」を提供された場合は要介護度が重い割合が高く、「生きがい作り」を提供された場合は要介護度の軽い利用者の割合が高いことがわかる。

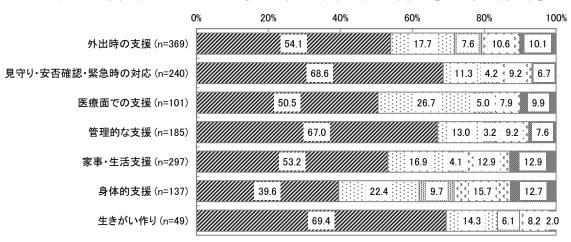


図表106 家族・親戚・知人による支援の内容と現在の要介護度の関連【個別事例調査票】

同居者の有無と家族・親戚・知人による支援の内容の関連をみてみると、「見守り・安否確認・緊急時の対応」「生きがい作り」は独居の利用者に対して提供された割合が高く、「医療面での支援」「身体的支援」は配偶者や子どもと同居している利用者に対して提供された割

合が高かった。ただしこの項目については、支援の提供者が同居家族なのか外部の人なのかを区別できなかった。同居者のいる利用者に対して多く提供されていた支援は、利用者のニーズを反映しているというよりは同居者による支援量の多さを反映していると解釈するほうが妥当と考えられる。

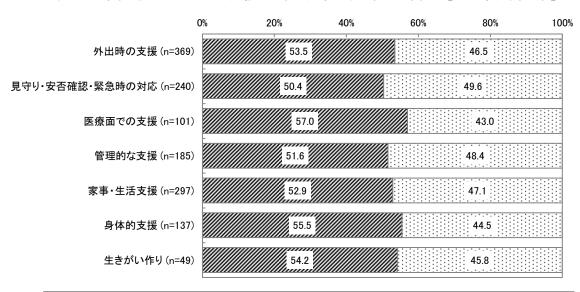
図表107 家族・親戚・知人による支援の内容と同居者の有無の関連 【個別事例調査票】



図同居者無し(独居) □配偶者のみと同居 □配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 ■上記以外

世帯でみた年金種別の状況と家族・親戚・知人による支援の内容の関連はみられなかった。

図表108 家族・親戚・知人による支援の内容と世帯の年金種別の関連 【個別事例調査票】



図本人あるいは配偶者の両方あるいはいずれか一人が厚生年金・共済年金 □本人と配偶者の両方あるいは本人が国民年金・その他年金・生活保護等

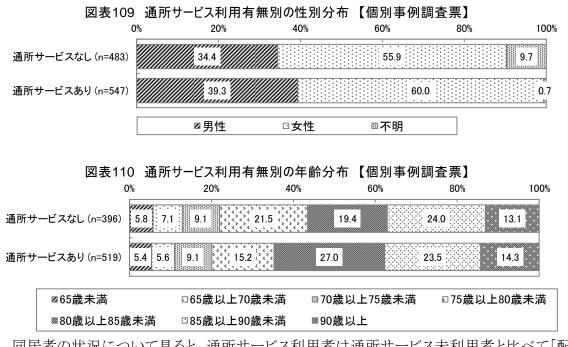
(3) 利用サービスに着目した利用者の状態像の分析結果

① 通所サービスの利用有無に着目した利用者の状態像

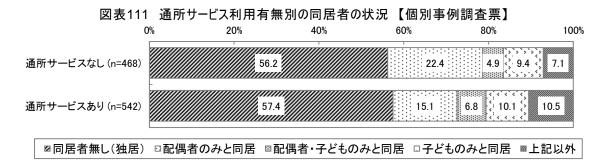
(介護予防)通所介護あるいは(介護予防)通所リハビリテーションの利用者と未利用者の 状態像を比較した。以下ではいずれかを利用している人を「通所サービス利用者」、どちらも 利用していない人を「通所サービス未利用者」とする。

a) 基本的特徵

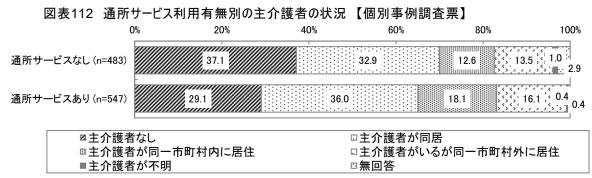
通所サービス利用者と通所サービス未利用者の性別の分布に違いはなかった。平均年齢は通所サービス利用者が80.6歳、通所サービス未利用者が80.2歳で、違いはみられなかった。



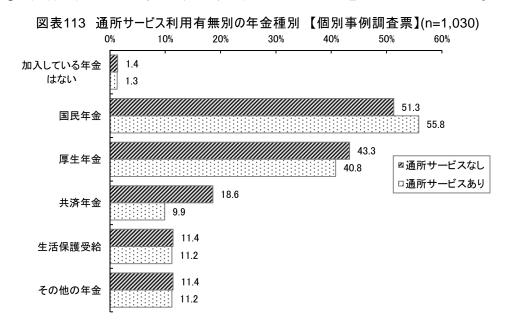
同居者の状況について見ると、通所サービス利用者は通所サービス未利用者と比べて「配偶者のみと同居」の割合が低かった。



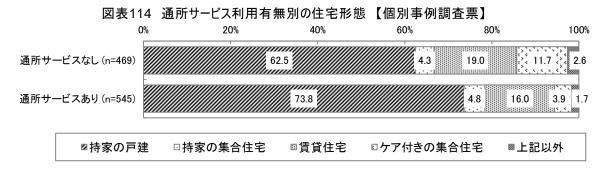
主介護者の状況について見ると、通所サービス利用者は通所サービス未利用者と比べて 主介護者が同一市区町村内に居住している割合が高く、主介護者がない割合が低かった。



年金種別について見ると、通所サービス利用者は通所サービス未利用者と比べて「共済 年金」の割合が低かったが、その他の年金種別については違いがみられなかった。



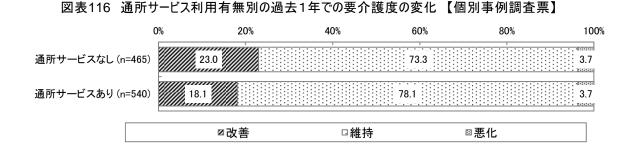
住宅形態について見ると、通所サービス利用者は通所サービス未利用者と比べて「持ち家の戸建て」に居住している割合が高く、「ケア付きの集合住宅」に居住している割合が低かった。



b) 臨床的特徵

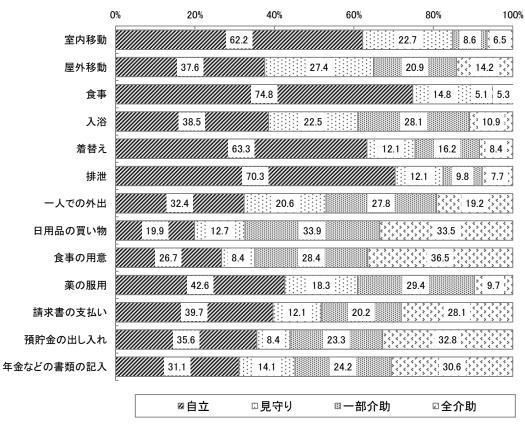
通所サービス利用者では要支援があわせて 12.5%であり、通所サービス未利用者ではあわせて 19.8%であった。通所サービス利用者・通所サービス未利用者ともに最も多かったのは要介護 1 の利用者であった。要介護 2 と要介護3の割合は通所サービス利用者で 43.6%であった。一方通所サービス未利用者では 37.3%であり、通所サービス利用者の要介護度がやや高い傾向がみられた。過去 1 年間で最も高かった要介護度と比較した場合、通所サービス利用者・通所サービス未利用者ともに悪化は 3.7%であり、改善または維持が通所サービス利用者で 96.2%、通所サービス未利用者で 96.3%であった。

図表115 通所サービス利用有無別の調査時点での要介護度 【個別事例調査票】 20% 40% 60% 80% 100% 通所サービスなし(n=469) 2.3 17.5 26.2 14.1 23.2 6.4 5.1 5.1 通所サービスあり(n=546) 0.2 12.3 19.6 25.6 24.0 9.0 : 4.8 4.6 図要支援1 □要支援2 圖要介護1 □要介護2 ■要介護3 □要介護4 ■要介護5 □不明

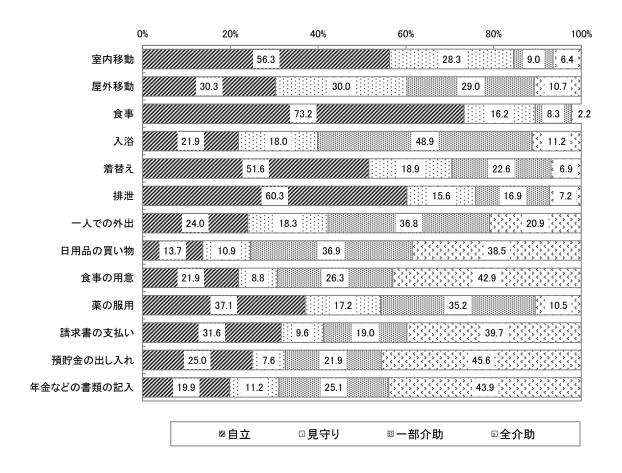


ADL/IADLについて見ると、通所サービス利用者は通所サービス未利用者よりも屋外移動、食事、入浴、排泄、一人での外出が「一部介助」である割合が高く、着替えで「見守り」「一部介助」である割合が高かった。また、通所サービス利用者は日用品の買い物が自立である割合が低く、請求書の支払い、預貯金の出し入れ、年金などの書類記入が「自立」である割合が低く「全介助」である割合が高かった。室内移動、食事の用意、薬の服用、については差がみられなかった。

図表117 通所サービス未利用者の ADL/IADL の状況 【個別事例調査票】(n=483)

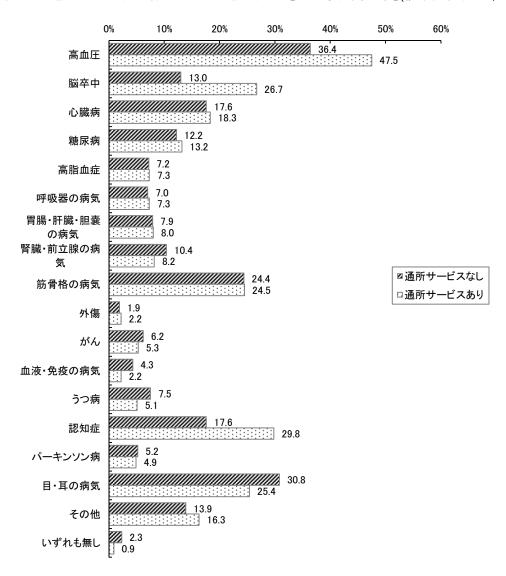


図表118 通所サービス利用者の ADL/IADL の状況 【個別事例調査票】(n=547)



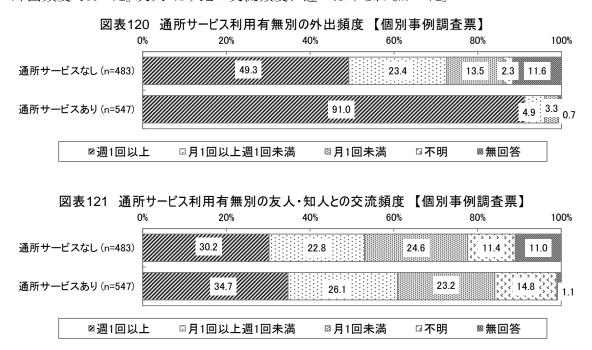
主疾患(複数回答可)では高血圧が通所サービス利用者・通所サービス未利用者とも最も多く、特に通所サービス利用者でその割合が高かった。他に脳卒中、認知症を有する割合が通所サービス利用者で高かった。目・耳の病気は通所サービス未利用者で主疾患として挙げられた割合が高かった。

図表119 通所サービス利用有無別の主疾患の状況 【個別事例調査票】(複数回答、n=1,030)



c) 外出や友人·知人との交流

外出頻度について見ると、通所サービス利用者は通所サービス未利用者と比べて週 1 回以上外出している割合が高かった。一方で通所サービス未利用者は 36.9%が週 1 回未満の外出頻度であった。友人・知人との交流頻度に違いはみられなかった。



ここまでに見た基本的特徴および臨床的特徴をまとめると、通所サービスの利用者は、要介護度や ADL/IADL といった状態像は通所サービスの未利用者と比べてやや重いものの、持ち家に居住しており主介護者が近居していることが多く、外出頻度が高いことがわかった。

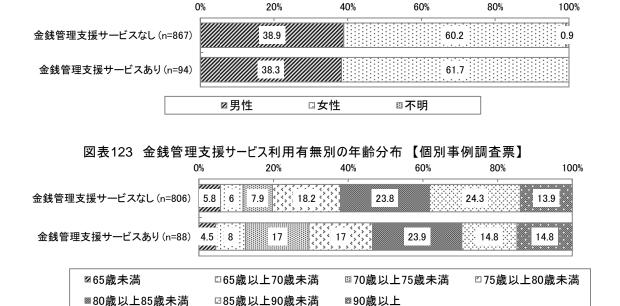
② 金銭管理に関する支援サービスの利用有無に着目した利用者の状態像

金銭管理に関する支援サービスの利用者とその他の状態像を比較した。以下では「金銭管理支援サービスなし」を「金銭管理支援サービス未利用者」とする。なお、介護支援専門員が働きかけたもののサービスを利用しなかった人は未利用者とした。

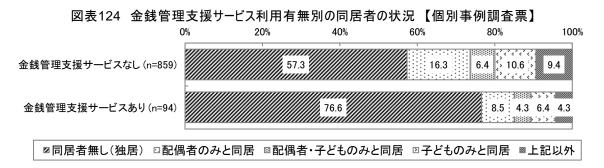
a) 基本的特徵

金銭管理支援サービス利用者と金銭管理支援サービス未利用者の性別の分布に違いはなく、平均年齢は金銭管理支援サービス利用者で79.4歳、金銭管理支援サービス未利用者で80.5歳であり違いはみられなかった。

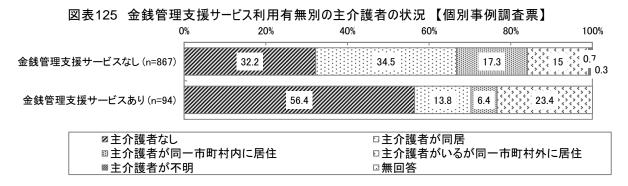
図表122 金銭管理支援サービス利用有無別の性別分布 【個別事例調査票】



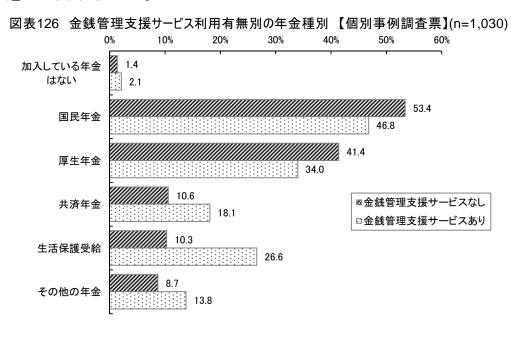
同居者の状況について見ると、金銭管理支援サービス利用者は金銭管理支援サービス未利用者と比べて「独居」の割合が高かった。



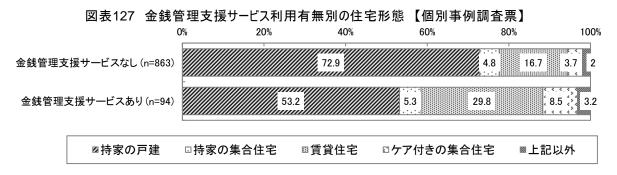
主介護者の状況について見ると、金銭管理支援サービス利用者は金銭管理支援サービス 未利用者と比べて主介護者がいないあるいは主介護者が同一市町村外に居住していた割 合が高かった。



年金種別について見ると、金銭管理支援サービス利用者では金銭管理支援サービス未利 用者と比べて「生活保護受給」「共済年金」の割合が高かったが、その他の年金種別につい ては違いがみられなかった。



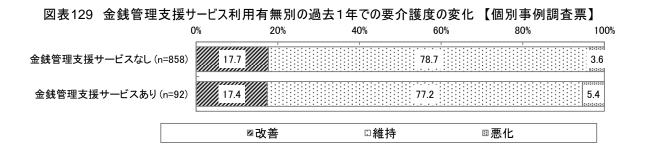
住宅形態について見ると、金銭管理支援サービス利用者は金銭管理支援サービス未利用者と比べて「持ち家の戸建て」に居住している割合が低く、「賃貸住宅」および「ケア付きの集合住宅」に居住している割合が高かった。



b) 臨床的特徵

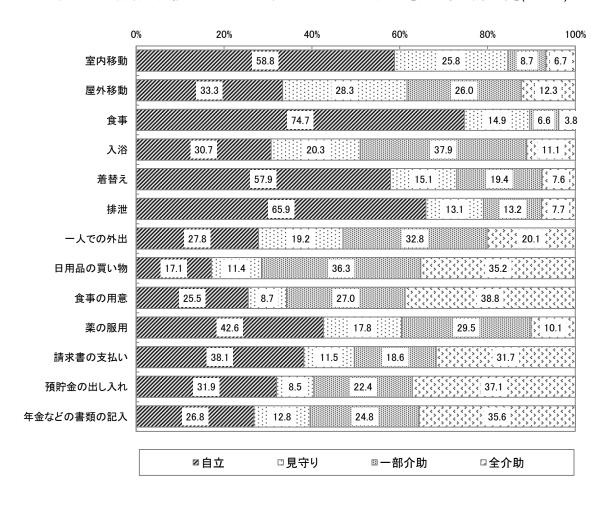
金銭管理支援サービス利用者では要介護3が30.9%と最も多く、要介護3以上が49.0%を占めた一方、金銭管理支援サービス未利用者で最も多かったのは要介護1の利用者であり、要介護2以下が64.7%を占め、金銭管理支援サービス利用者は金銭管理支援サービス未利用者と比べて要介護度が高かった。過去1年間で最も高かった要介護度と比較した場合、改善または維持が金銭管理支援サービス利用者で94.6%、金銭管理支援サービス未利用者で96.4%であった。

図表128 金銭管理支援サービス利用有無別の調査時点での要介護度 【個別事例調査票】 40% 60% 100% 20% 金銭管理支援サービスなし(n=865) 1 15.7 28.6 17.5 7.4 5.2 5.2 19.4 金銭管理支援サービスあり(n=94) 1.1 8.5 30.9 14.9 24.5 13.8 4.3 2.1 ■要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 ■要介護3 □要介護4 ■要介護5 □不明

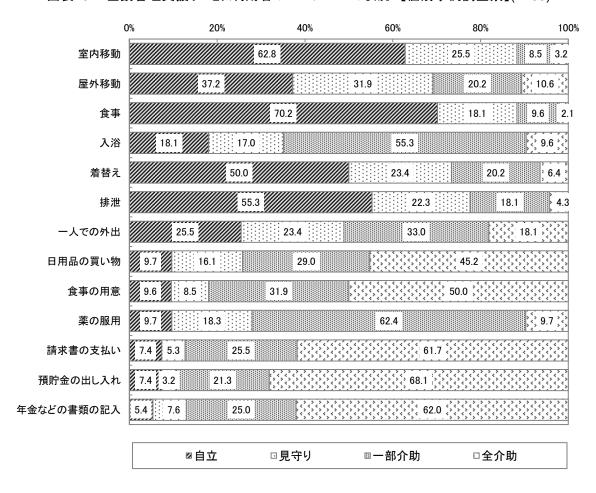


ADL/IADL について見ると、金銭管理支援サービス利用者は、入浴、薬の服用が「一部介助」である割合が高く、排泄が「見守り」である割合が高く、食事の用意、請求書の支払い、預貯金の出し入れ、年金などの書類記入が「全介助」である割合が高かった。室内移動、屋外移動、食事、着替え、一人での外出、日用品の買い物、については差がみられなかった。

図表130 金銭管理支援サービス未利用者の ADL/IADL の状況 【個別事例調査票】(n=867)

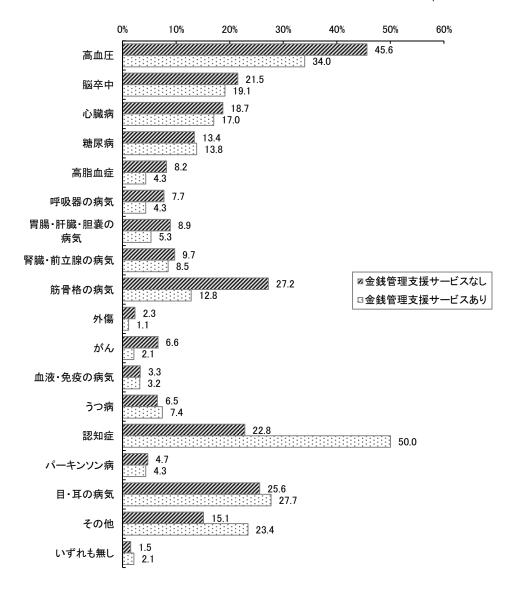


図表131 金銭管理支援サービス利用者の ADL/IADL の状況 【個別事例調査票】(n=69)



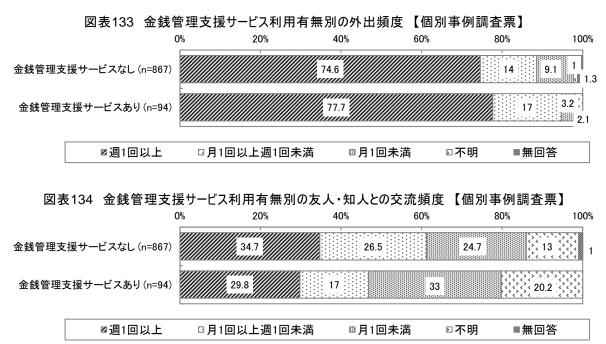
主疾患(複数回答可)では金銭管理支援サービス利用者は認知症が 50.0%と最も多く、金 銭管理支援サービス未利用者と比較しても多かった。金銭管理支援サービス未利用者では 高血圧が 45.6%と最も多かった。

図表132 金銭管理支援サービス利用有無別の主疾患の状況 【個別事例調査票】(複数回答、n=1,030)



c) 外出や友人·知人との交流

外出頻度、友人・知人との交流頻度について見ると、金銭管理支援サービス利用者と金銭 管理支援サービス未利用者で違いはみられなかった。



ここまでに見た基本的特徴および臨床的特徴をまとめると、金銭管理支援サービスの利用者は、要介護度や特に支払いや手続きに関する ADL/IADL といった状態像が金銭管理支援サービスの未利用者と比べて重く、特に認知症を持つ人の割合が高かった。また独居が多く主介護者がいないか、いても遠方に居住しており、家族の支援が受けにくい特徴があった。

(4) アンケート調査のまとめ

① 介護保険外サービスを併用している利用者の特徴と介護支援専門員の働きかけ

a) 利用者の特徴

本調査では介護保険外サービスを併用している利用者について介護支援専門員に基本 属性や社会経済状況をたずねた。介護保険外サービスの併用事例として挙げられた利用者 は、介護サービス受給者全体と比べると男性が多く、比較的若く、要介護度が軽いという特 徴があった。また独居の割合が高かった。

こういった特徴をもつ利用者が保険外サービスを使わざるを得ない状況にあり、現に利用 しているということは、要介護度が軽度の場合でも日常生活への支援の必要性は高く、既存 の介護保険サービスではそれが満たせていない場合があるということを示している。

b) 介護保険外サービスの種類別にみた利用者の特徴

日常的な見守り、緊急時の支援、通院・入院中・退院調整等、一時的宿泊、金銭管理支援のサービスについての介護支援専門員の働きかけ等と、利用者の現在の要介護度/利用者に同居者がいるかどうか/利用者の世帯の年金種別の関連を検討した結果をまとめたものが下表である。

図表135 介護保険外サービス利用の働きかけや利用の状況と同居者・世帯の年金種別の関連

サービス種別	現在の要介護度	同居者の有無	世帯の年金種別
日常的な見守り	-	独居で働きかけが多い	-
緊急時の支援	_	独居で働きかけが多い	_
自宅において提供さ れるサービス	-	独居で働きかけが多い	-
外出·移動	要介護度が重いと働きかけ が多い	-	-
地域で提供されるサ ービス	要介護度が軽いと働きかけが多い	_	_
通院·入院中·退院調 整等	要介護度が重いと働きかけ が多い	独居で働きかけが多い	_
一時的宿泊	要介護度が重いと働きかけ が多い	なし	_
金銭管理支援	要介護度が重いと働きかけ が多い	独居で働きかけが多い	_
相談支援	-	独居で働きかけが多い	-
自治体のサービス	要介護度が重いと働きかけ が多い	-	_
介護保険以外の介護	-	_	_
介護保険法以外の法 に基づく公的サービ ス	-	-	国民年金または生 活保護受給世帯で 働きかけが多い
介護支援専門員による情報提供・紹介	-	配偶者と子供と同居していると働きかけが少ない	国民年金または生 活保護受給世帯で 働きかけが少ない

介護支援専門員は、日常的な見守り、緊急時の支援、相談支援のサービスについて、特に独居の利用者には利用を働きかけていることが多かった。外出・移動、一時的宿泊、自治体のサービスについては、要介護度の重い利用者に働きかけることが多く、地域で提供されるサービスは要介護度の軽い利用者に働きかけることが多かった。通院・入院中・退院調整等、金銭管理支援については、要介護度の重い利用者、独居の利用者に働きかけていることが多かった。

介護保険法以外の法に基づく公的サービスは主に生活保護であり、国民年金または生活 保護受給世帯の利用者には利用を働きかけることが多かった。

介護支援専門員は、配偶者と子供と同居している利用者には他の利用者と比べて情報提供や紹介をすることが少なかった。これは、介護保険外サービスの需要が同居家庭では比較的低いと考えられること、あるいは情報提供も配偶者や子供などから期待できることを反映していると考えられる。

また、介護支援専門員は、国民年金または生活保護受給世帯の利用者には他の利用者と比べて情報提供や紹介をすることが少なかった。これは利用者の経済状況を鑑みて、介護保険を含む他の公的サービスを優先して情報提供することを反映していると考えられる。

以上のことから、介護支援専門員は利用者のニーズのほかにも家庭や経済状況を考慮して、介護保険外のサービスについても働きかけを行っていることがわかる。

c) 介護保険外サービス利用の働きかけと介護支援専門員の所属する事業所種別との関連

日常的な見守り、緊急時の支援、通院・入院中・退院調整等、一時的宿泊、金銭管理支援のサービスについての介護支援専門員の働きかけと、介護支援専門員が所属する事業所種別との関連を検討した結果をまとめたものが下表である。

図表136 介護保険外サービス利用の働きかけや利用の状況と 介護支援専門員の所属事業所の種別の関連

サービス種別	事業所種別
日常的な見守り	地域包括支援センターで働きかけて利用される割 合が高い
緊急時の支援	-
自宅において提供されるサービス	-
外出•移動	居宅介護支援事業所で働きかけが多く地域包括 支援センターで少ない
地域で提供されるサービス	居宅介護支援事業所で働きかけが少ない
通院•入院中•退院調整等	-
一時的宿泊	居宅介護支援事業所で働きかけても利用してい ない場合が多い
金銭管理支援	_
相談支援	_
自治体のサービス	居宅介護支援事業所で働きかけが多く地域包括 支援センターで少ない
介護保険以外の介護	
介護保険法以外の法に基づく公的サ ービス	-
介護支援専門員による情報提供・紹介	-

介護支援専門員が所属する事業所の種別とサービス利用の働きかけや実際の利用の関連に一貫した傾向を見出すことは難しく、事業所種別そのものよりは対象としている利用者の 状態像が異なることが介護支援専門員の働きかけに与える影響が大きいと考えられる。

d) 介護支援専門員自身が提供する通常のケアマネジメント業務以外の支援

利用者の生活を支える上で、介護支援専門員が提供している、通常のケアマネジメント業務以外の援助内容をたずねた。最も多く提供されていたのは「通院に関する手続きおよび介助」であり、次いで「郵便物の整理」、「入院に関する手続きおよび介助」が多く提供されていた。

独居の利用者である場合、多くの分野において介護支援専門員が通常のケアマネジメント 業務外で支援を提供していた。

通院に関する手続きおよび介助は、独居である場合のほかに、利用者の要介護度が重い場合、国民年金または生活保護受給世帯の利用者である場合に提供されている割合が高かった。

退院に関する手続きおよび介助は、利用者の要介護度が重い場合に提供されている割合が高かった。

金銭管理の支援については国民年金または生活保護受給世帯の利用者に多く提供されていた。

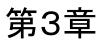
介護支援専門員が所属する事業所の種別はほとんど関連がなかったが、通院に関する手続きおよび介助は居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が多く提供していた。

これらの結果は利用者が介護保険サービスを利用していない場合にも、介護支援専門員

が最も近い支援者として、家族代わりに身の回りの世話や手続きの支援を行わざるを得ない 状況を示している。

図表137 通常のケアマネジメント業務以外の支援の提供と現在の要介護度、同居者の有無・世帯の年金種別・介護支援専門員の所属事業所の種別の関連

サービス種別	現在の要介護度	同居者の有無	世帯の年金種別
通院に関する手続きお よび介助	要介護度が重いと 提供が多い	独居で提供が多い	国民年金または生活 保護受給世帯には 提供が多い
入院に関する手続きお よび介助	-	独居で提供が多い	-
入院中のお世話	-	独居で提供が多い	_
退院に関する手続きお よび介助	要介護度が重いと 提供が多い	_	-
家事のうち生活援助で 算定できないもの	-	独居で提供が多い	-
金銭管理の支援	-	_	国民年金または生活 保護受給世帯には 提供が多い
郵便物の整理	-	_	_
内服薬の整理の支援	_	独居で提供が多い	_



ヒアリング調査結果

第3章 ヒアリング調査結果

(1) 調査概要

介護支援専門員調査結果を受け、介護保険外サービスの導入に向けた課題およびその 対応策を検討

することを目的としてヒアリング調査を実施した。調査概要は下表の通りであった。

図表138 ヒアリング調査概要(再掲)

調査名	ろ称 ケアマネジメントにおける介護保険外サービスの活用状況等		
	関するヒアリング調査		
調査期	調査期間 平成 26 年 12 月 4 日(木)		
~平成 26 年 12 月		~平成 26 年 12 月 22 日(月)	
調査方	法	聞き取り調査	
対象		次の地域のうちアンケート調査の回答者 3~5 名	
		・千葉県、兵庫県、和歌山県、熊本県	
日程	千葉県	日程:平成 26 年 12 月 4 日(木)17:00~19:00	
およ		会場:千葉県介護支援専門員協議会 事務局	
び会		千葉県千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3 階	
場	兵庫県	日程:平成 26 年 12 月 11 日(木)13:30~15:30	
		会場:神戸センタープラザ西館 6階 14号室	
		兵庫県神戸市中央区三宮町2丁目11-1-604号	
	和歌山県	日程:平成 26 年 12 月 20 日(土)13:00~15:00	
		会場:和歌山県介護支援専門員協会 事務局	
		和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛12階	
	熊本県	日程:平成 26 年 12 月 22 日(月)17:00~19:00	
		会場:JR九州ホテル熊本	
		熊本市西区春日 3 丁目 15 番 15 号	
主な聞	き取り事例	①介護保険外サービスを働きかけたが利用していない事例	
		②入退院時に関わった場合の支援内容について	
		③経済状況で困窮している方の支援の対応	
		④権利擁護や成年後見制度を働きかけたが利用しない事例	
		⑤介護支援専門員が介護保険外で支援せざるを得ない状況	

(2) ヒアリング対象

ヒアリングでは、介護保険外サービスの利用の働きかけが多い状況について、アンケート回答者に回答事例を基にヒアリングを行うこととした。回答者は初任者から主任介護支援専門員まで幅広く構成し、また、同県内でも地域の偏りが生じないようにした。

(3) ヒアリング結果

意見として上がった項目については、介護支援専門員が利用者に関わる上で、身近な支援内容の意見が多くみられ、結果的に WEB アンケートの内容と共通する項目に対する意見が多くみられた。

なお、結果にはインタビューでの発言を一部そのまま引用している。これはより鮮明に現場での介護支援専門員の働きかけや困難を記述するためであり、発言はあくまで介護支援専門員個人の経験である。また、緊急避難的に実施した援助も含まれる。

① 介護保険外サービス利用の働きかけについて

配食サービス、自費ヘルパー、外出支援、家政婦等については、費用負担の問題が利用に至らない理由として多く挙げられていた。

【実際のヒアリングでの意見から】

- ・ 費用の問題が大きい。 田舎なので資源も少なく、タクシーを使うこと自体、ありえない地域 である。必要でも「高いから」と言ってタクシーも配食も使わない。
- ・ 介護保険外の訪問介護事業は、800 円/時間で社協が行っている。介護保険の制限など はなく、要支援の方や、同居家族でも要介護認定は無いが、風呂掃除などに利用したりし ている。社協以外でもあるが、1800 円/時間で少し高く利用までいかない。
- 何かあった時に部屋を掃除してほしい時など、家政婦さんでは費用的に苦しい。

市町村が実施するサービスについては、自治体ごとの制度運用上の問題が利用に結び付かなかった理由として挙げられていた。特に緊急通報システムについては、自治体によって緊急連絡先に鍵を預けなければならないといった理由が利用の障壁となっている。

【実際のヒアリングでの意見から】

- 鍵を1本預けなければならないが、預けたくないので断られる。
- 近隣との関係性は問題ないが鍵の預けに抵抗がある。

ゴミ出しに関しては、利用者の自立に対する意識や近隣との関係性も影響しているといった意見があった。

【実際のヒアリングでの意見から】

ゴミ出しについて、民生委員から近所の方に声掛けしお願いしてもらっている。しかし本人は近所さんに迷惑を掛けたくない、ゴミということでみられたくないとの気持ちもある。ヘルパーであれば利用料金を払っているので構わないが、近所さんは中身をみられることもあるので敬遠している。

全般的には'働きかけたが利用に至らなかった理由'としては、介護支援専門員が必要だと感じていても「本人や家族の意向」「費用負担」「契約や手続きの煩わしさ」「地域性や環境」が影響しているといったことがうかがえた。

但し、一方では利用に至らなかったことが結果的には、家族や本人の主体性を引き出すことに結び付いたといった意見もあった。

- ・ 代金が発生するサービスは、契約が発生するので、家族がいない方は申請を面倒と思うことが多い。
- 田舎のお年よりは地域の目が気になり、福祉の世話にならなくてもいいという風土がある。
- ・ 「衣替えをしてほしい」や「犬に薬を飲ませてほしい」という要望に対しては、自費になること を説明すると「高いので家族にしてもらう」という。

介護支援専門員がアプローチする際には、パンフレット・一覧表などを用い中立的な立場から説明していることがうかがえた。さらに、利用者の個別の状況に応じ、利用者に関係する身内や機関(民生委員、信頼関係のある事業所等)をうまく活用し、その場に合った柔軟なアプローチを行っていることがわかった。

【実際のヒアリングでの意見から】

- ・ 業者が同行するのは使うと決まったところから。包括で作成した事業所一覧表を見せて説明する。パンフレットを持参し、訪問して直接本人に説明した。
- 一番信頼関係を築けている事業者から進めてもらうなど工夫をしている。
- ・ 民生委員との関わりが煩わしいのであれば、民間で提供している通報サービスがあるので、必要があれば声をかけてほしいと伝えた。

本人、家族側の意識の問題(地域の目が気になる、福祉の世話になりたくない)や、地域側の理解(地域で支えていくといった住民意識)が大きく影響しているといった意見が多くみられた。また利用者へアプローチする際のタイミング(早すぎるとサービスの提案が受け入れられにくく、遅すぎると対策を立てようがない状況になってしまう)を見極める重要性もあげられていた。

【実際のヒアリングでの意見から】

- 田舎のお年よりは地域の目が気になり、福祉の世話にならなくてもいいという風土がある。
- ・ 近所に負担を掛けないような方法があればよい。
- 地域での集まりで周知し、理解してもらえる方に協力してもらえるようにするなど。
- タイミングが大切である。

スムーズに必要な支援に結び付けていくためには、各種サービス申請手続きの簡素化と 書類の簡素化を求める声もあった。

- ・申請書を書くのがわずらわしく、人に迷惑を掛けたくないという思いが強かった。
- ・ 高齢者には、利用に当たって同じような書類を多数記入しなければならないことが負担だと 思う。住所などだけは介護支援専門員が記入しているなど、インフォーマル化していること がある。書類の簡素化、利用手続きの簡素化が求められる。

② 入退院時の働きかけについて

受診や入退院時に関する意見は非常に多く出され、介護支援専門員にとっても非常に大きな負担となっていることがうかがえた。

緊急的な対応(身内や事業所等との連絡調整、救急搬送の調整や介助同乗等)や入院 時の手続き(身元引受人等)を介護支援専門員が行う場合も多い。中には自宅に取り残され たペットの世話の調整までも行わなければならないといった意見もみられた。特に一人暮らし の方は、院内での必要な支援(洗濯等)や自宅へ行っての支援(荷物取り、郵便物確認等) が必要となる。

【実際のヒアリングでの意見から】

- ・ 救急搬送の場合、救急車に一緒に乗る。家族に連絡し、数日後に家族が書類にサインする。
- ・ 入院時の手続きは、入院してもらわないといけないので、代理で書類にサインせざるを得ない。
- ・ 病院側からは、介護支援専門員に入院時に身元引受人としてサインをしてもらえるように迫られることがある。
- ・ 実際に入院することになり、犬をペットホテルに預けたり、家にある生ものを捨てたりする。
- ・ 家族から入院中自宅に届いた郵便物の確認や定額給付金の申請についての相談があった。
- ・ 自宅訪問し今後必要となるサービスの検討・担当者会議(退院後)数日後に自宅からサ高 住入居した。本人の代理にて水道、電気、NHKの停止の手続きをした。

入院中の院内での必要な支援については介護支援専門員のネットワークや情報を上手く活用して関係機関と調整を図っている。また荷物取りのために自宅へいかなければならない時にも関係機関(民生委員、サービス事業所職員等)と連絡調整を行い円滑な対応に努めていることがうかがえる。

退院時は病院と連携しながら本人、家族の退院後の意向について確認し、自宅へ帰るかもしくは施設等へ住み替えるか等の相談に対応している。その上で、決まった方向性に基づき、必要な関係機関との調整を行ったり、カンファレンスを開催し利用者がスムーズに退院できるよう努めていたりすることがうかがえる。

- ・ 鍵閉め、入院時の荷物を取りにいくなどのときは、一人で入らずに民生委員と一緒に入り、 荷物をまとめるなどを行う。
- ・ 入院中は、状態の確認、不安なことの確認、医師へは在宅復帰のタイミングや直接復帰できるか、老健を経由するのかアセスメントをしている。
- ・ 在宅医、執刀医、MSW、デイの看護師と相談員、PT、訪看、訪問介護、福祉用具業者まで カンファレンスに関わってもらった。

受診、入退院時には介護支援専門員としてのネットワークを充分活用し必要に応じて関係 する身内や関係機関をうまく巻き込んだ対応に努めていることがうかがえる。

特に病院側との連携については、その重要性を認識し積極的な連携に努めているが、一 方で病院側のさらなる連携体制の強化や在宅にむけた意識の向上といった、'連携の質'を 問う意見が多くみられた。

【実際のヒアリングでの意見から】

- ・ 退院時は、家族状況等が分かっているので、退院時カンファレンスに必要なサービス事業者に入ってもらい、在宅で注意することを検討する。
- ・ MSW がある病院では関わってくれるが、個人差がある。
- ・ カンファレンスは病院から呼ばれないことが多く、家族から退院前日に連絡があったりする。 しかも医師などに話を聞くのではなく、病棟の看護師に情報を聞くことになることもある。

また、特に退院支援には本人、家族、地域住民の意識、さらには受け皿(地域社会資源) といった事柄が大きく影響し、介護支援専門員が前向きに進めようとしてもうまくいかないといったことがある。

- ・ 退院カンファレンスに参加し、高齢者向け住宅での短期間生活を行い、復帰することを家 族からも希望があったが、利用者から拒否があった。
- ・ 施設に行くこと(ショートステイなども調整したがすぐに調整できたのが高齢者向け住宅だった)に拒否があった。

③ 経済状況で困窮している方への働きかけについて

ケアマネジャーがアセスメントし支援が必要と考えられても、利用者や家族の意思や費用 負担の関係から利用にいたらない事例があげられた。経済的困窮者への支援の対応につい ては本人を取り巻く関係者(機関)も含めた総合的なマネジメントが必要とされる。

【実際のヒアリングでの意見から】

- ・ 肝臓がんが進行した方で、体調に波がある方だが、費用負担の問題で訪問看護を入れようとしたが入れさせてもらえない。
- ・ 身寄りのない生活困窮者に対して生保担当のケースワーカーと一緒に話そうとしても役所 の縦割りで、「生保担当は生保。税金担当は税金。」ということで、話が進まなかったことが あった。
- ・ 長男も介護休暇を取ったが、1 年間続き、自費負担が嵩んでいった。始めた以上は戻れ ず、長期化により負担が増え、自費での負担が難しくなる。
- ・ 本人が(お金を)持っていることが前提であれば、社協で動けるが、甥御さんから通帳を取り返すところまでは介護支援専門員で対応しなければならないケースがあった。

生活困窮の課題に対しては、慎重にアプローチしている姿勢がうかがえる。特に生活保護 申請のためのケースワーカーとの連携については、地域の民生委員を上手く活用するなどの 工夫や努力がうかがえる。

【実際のヒアリングでの意見から】

- ・ 初回から貯金いくら?とは聞けない。初めは非課税か否かを聞くようにしている。理由としては、サービスの利用、市民税の非課税等ができることを理由として聞いている。市民税非課税の方向けのサービスもあるため。
- ・ 本当に(お金が)無い方は、生活保護に繋ぐ、ケースワーカーと同行して申請するようにしている。ただ、ケースワーカーからは、介護支援専門員が同行すると介護支援専門員から言わせているように取られることもあると注意されている。(包括であればある程度問題はないが)
- ・ 民生委員から地区の担当者に話を通してもらってから相談に行く流れの方が良い。
- 周りの人、取り巻く人もマネジメントする必要がある。

ただ単に収入が少ないことで支援が行き詰まるといった理由だけでなく、無駄遣いにより結果的に困窮状態に陥ってしまったり、また経済的に問題がなくても本人、家族がお金を出し 渋りしたりすることが理由で上手く支援が展開できないといった意見も多くみられた。

- ・お金を使えるはずなのに使いたがらない方もいる。
- ・ 厚生年金だが奥さんも働いていない場合に、厚生年金は本人のためだけに使えない事情がある。
- ・ 旦那さんが認知症を患い、支援を入れたいと思って相談したが、家族からは出せないと言われ、安い施設を見つけてほしい、と言われる。グループホームを使うまでにはお金が回らない。

・ 生活保護制度も若い方は権利があるなら使う傾向があるが、高齢者は使いたがらない傾向 が強く支援に行き詰まってしまうことがある。

④ 成年後見制度や権利擁護利用の働きかけについて

権利擁護、成年後見制度については介護支援専門員がその必要性を強く感じていても、 本人や家族の理解や動機が大きく影響してくるため簡単には利用に結び付かない。そのため、事前に制度についての広報活動を通じた住民への周知が重要であるといった意見もあった。

【実際のヒアリングでの意見から】

- 本人の理解が進まないので勧められない。
- ・ 成年後見制度の案内も情報提供として行ったが、家族が拒否する。
- ・ 信用金庫や農協などであれば、代行して引き出してもらえることを紹介し、年金受取口座を 変更してもらった。
- 関係者のさらなる啓発活動(分かりやすく制度が使いやすくなるように)が必要である。
- ・ 成年後見、権利擁護については啓発活動が大切である。

また身寄りのない方で市町村申し立てが必要であると感じても、市町村によっては理解が 乏しく申し立てを断念することもあるので、市町村側の制度への理解も重要である。

【実際のヒアリングでの意見から】

- ・ 市町村申し立ては行政の考え方(課長・部長の考え方)によっても違う。なるべく市長申し立てはしない方針を立てているところもある。
- ・ 市長申し立ては「時間かかります。半年くらいかかります。」と言われる。半年待ってでも根 気よく続ける場合もあるが、その間に、新しい身寄りを見つけてくれたという場合もあった。

さらに、介護支援専門員としても利用者に対してアプローチしていく際には制度について の知識や説明力が必要といった意見もあった。

【実際のヒアリングでの意見から】

・ 夫が死去し、子どもがおらず同居している妹も高齢で、今はご自身も妹もしっかりされているが、今後のことについてはあまり考えていないとのことで制度の紹介と説明を行った。但し、自身の説明能力の向上の必要性を感じた。

アプローチした結果として他の身内が金銭管理等を行うようになったといった意見もあった。

- ・ 金銭管理面を結果的に甥御さんが対応してもらえるようになって利用に至らなかった。
- ・ 妹さんが最終的な事は私がしますと言われた。手続きが煩雑と思われたようである。
- 家族がフォローできるなどで家族からの拒否が多い。

(ア) 成年後見制度

本人や家族の制度理解が乏しい上に、手続きの煩わしさ、費用負担の問題が大きく影響 し、結果としてスムーズに進まないといった意見がみられた。

【実際のヒアリングでの意見から】

- ・ 後見人にも費用を払わなければならず、包括に来てもらい話をしてもらったが、生活保護の 方だったので、後見人に支払う費用を捻出できなかった。
- ・ 妹さんが最終的なことは私がしますと言われた。手続きが煩雑と思われたようである。
- 申し立ての手続きが複雑なので諦めることがある。
- ・ 認知症のある方で、夫婦二人暮らしの方に成年後見制度を紹介したが、手続きが面倒になり、家族が対応してもらえるようになった。

(イ) 権利擁護

特に詐欺、消費者被害については家族や関係機関(消費者生活センター、金融機関等) と連携し本人の権利擁護に努めていることがうかがえる。

- ・ 送り付け商法の被害にあったことがあったが、市の消費生活センターなどに相談。
- ・ 詐欺(屋根の修理等)によく合う人は、本人の自覚がないことが多い。

⑤ 介護支援専門員による介護保険外の支援について

介護支援専門員が各種制度につなげるために懸命に働きかけたとしても利用に至らない場合や、それに替わるサービスがない場合にはやむなく介護支援専門員自身が替わってやらざるを得ない場面も多い。介護支援専門員は利用者の生活を支えていく上で重要となる隙間の支援を担っている。

【実際のヒアリングでの意見から】

- ・ 自宅転倒時に起こしてほしいといわれることがある。
- 入院時の緊急時の連絡先になることはある。
- 独居で身寄りのない方の保証人を病院から頼まれたことがある。
- ・ 緊急入院した場合には、鍵を預かって、家の中に入って、猫に餌をやって、火の元の確認 をしたことはある。また猫の餌は、2~3回やって、後は、近所の人にお願いしたことがある。
- ・ 遠くの家族からの依頼で「鍵を渡すから」と言われて、スタッフ2人で入って、着替えを持って病院へいった。
- ・ 入院中の支払い、金銭管理ができず、代わりに銀行に行ってほしいと言われるなど、入院 中は特に多くなる。
- ・ 利用者の家族からも、例えば郵便物の整理や、郵便物の内容は何が書かれているか教え て欲しいなど、求められる。
- ショート利用者の薬の手配など。

'外出通院支援' '入院中の支援等'を行わなければならない場面が多いことは言うまでもない。それ以外では、利用に至ったかどうかに関わらず利用者に対して'情報提供説明'を通じて介護支援専門員が働きかけていることがわかる。また、それに伴い'各種手続き'においても支援しなければならない場面も多く、介護支援専門員にとっての大きな業務負担となっていることがうかがえる。

【実際のヒアリングでの意見から】

- ・ 娘さんの介護であれば風呂に入ってもらえるので、温泉の家族風呂を利用して入浴介助を できるように調整した。
- ・ 公的手続き(印鑑証明等)への同行。
- 身体障害者手帳の更新手続き。
- 生涯手帳の更新や減額の手続きも、書類を書くなどの代行を求められることがある。

外出、通院、入院時にかかる支援が多く、何らかの制度化を求める声も多い。

今後ボランティアが様々な支援に参画することへの期待も大きい半面、連携する際にかえって手間取って負担が大きくなるなど、今後は並行して質の担保を求める声もあった。

また、介護保険サービスの利用が継続していない場合であっても、担当として対応せざる を得ない場面もあり、それを評価する仕組みに期待する声もあった(契約していることでの報 酬制等)。

- ・ ボランティアに任せられればとても助かるが、ボランティアによって一緒に行わなければなら ないことがあり、手間も時間も倍にかかってしまう。
- ・ ボランティア精神は素晴らしいが、質の担保ができない限りボランティアに任せられない。
- ・ 院内介助を介護保険内で制度化できたら良い。
- ・ 通院介助については算定が非常に難しく保険者も明確にサービスを提供して良い・悪いを はっきりと言ってくれない。しかし、支援が必要なのは明らか。ケアマネが付き添いしても報 酬が発生せず手間がかかるだけになってしまっている。主治医との連携ができることで生活 向上を目指していくことはできると思うので加算を導入していただきたい。
- ・ 今の制度では退院・在宅サービスの導入が無いと報酬に繋がらない。そういう取り組みが増えると思うが、報酬があると良い。
- ・ 給付管理のためのマネジメントではなく、契約しているからという前提にたっての成功報酬にして欲しい。

(4) ヒアリング結果のまとめ

① 介護保険外サービス利用の働きかけについて

介護保険外サービスの利用について介護支援専門員が働きかける際に生じる困難については、「費用負担」「自立に対する意識」「近隣との関係」「契約や手続きの煩わしさ」といったものがあげられていた。

まず「費用負担」に関しては、介護保険サービスと比較して介護保険外サービスの利用に与える影響が強い可能性があり、結果として「選択しない」「利用制限や回数制限」に結びつく実態があることが確認された。

「自立に対する意識」や「近隣との関係」に関して、「鍵を預けたくない」「人にみられたくない」「迷惑をかけたくない」等の利用者や家族の主観的事実、意識、関係性は支援の際に重視しなければならない視点となることがわかった。

「契約や手続きの煩わしさ」については、申請等の煩雑さから、利用の意欲が削がれるということがあげられていた。提言としては、例えば「申請手続きの簡素化」や「関係書類の簡素化」を望む声などがあった。

この際、介護支援専門員は、情報提供や説明方法を工夫するなど、利用者の意思決定に係わる様々な支援に多大な時間と労力を費やしていることが確認された。

② 入退院の働きかけについて

利用者が入院した際の介護支援専門員の関わりについては、「院内介助」「受診時の付き添い」「救急対応」「自宅など入院中の環境調整」「家族調整」「書類作成支援」「申請代行支援」等多様な支援があげられた。これらの支援を提供するにあたり、保険外サービスに繋ぐだけでなく、介護支援専門員自身が対応せざるを得ないのが現状である。

受診の付き添いや救急車への同乗など、家族や介護者がすぐに対応できない場合のサポートや、退院時の環境調整(自宅整備など)といった家族を代替する役割への支援が評価されていないことが課題としてあげられた。

入退院時の迅速な情報連携等、利用者の意思決定に関する支援についても、評価されていないことが課題としてあげられた。

③ 経済状況で困窮している方への働きかけについて

経済的支援については、生活保護担当者等の連携をもとにした、いわゆる「生活困窮者の支援」の他に、「使えるはずのお金が本人に使用できない」「利用者自身のお金の使い方との関係」「無駄遣いなど利用者の意識」「経済的余裕がないためにサービス利用の選択肢が限られている」「(経済的に)長期化した場合の介護支援が見通せない」等に由来するケアマネジメントの難しさがあり、調整の負担が大きいことがわかった。言い換えると、直ちに経済状況が困窮していない利用者でも、「介護が長期化した場合の介護保険外サービスの継続利用は難しい」、「介護休暇は延長できない」等、保険外サービスの調整の困難さがみられることがわかった。

④ 成年後見制度や権利擁護利用の働きかけについて

権利擁護に関する介護保険外サービスの利用にあたっては、本人や家族の動機や理解が影響している。権利擁護支援は、介護支援専門員が必要と感じた場合も、その後の説明と合意に至るまで、または関係者へ適切に繋がるまで、多様な支援を提供する場合が多い。このことに対する適切な評価が不足しているという意見があった。

また、「介護保険外の自費負担によるサービス利用」「詐欺・消費者被害への対応」といった生活支援の中での権利擁護支援を、どのように評価するかも課題として挙げられた。

⑤ 介護支援専門員による介護保険外の支援について

介護力不足や介護者不在等の場合以外も、何らかの事情があり介護支援専門員が支援者として対応せざるを得ない現状が確認された。特に入退院時については、介護保険と医療保険の狭間にあって、こういった支援の必要性が大きくなることが確認された。

ボランティアなどの制度外サービスは有用な資源となりうるが、誰が責任をもってコーディネートするか、質を担保する仕組みなどを検討する必要があることが確認された。

第4章

考察および提言

第4章 考察および提言

(1) 本調査研究事業のまとめ

本調査研究では、まず先行研究および社会保障審議会をはじめとする公開の場での議論等を踏まえ、介護保険外インフォーマルサービスに係わるこれまでの議論を整理した。調査研究を進めるにあたり、対象とする支援・サービスの範囲を整理したものを下表に示す。

介護保険に基づくもの 介護保険に基づかないもの 今回の調査対象範囲 公的制度以外の 地域 介護保険法 介護給付 支援・サービス 支援 以外に基づく (NPOや事業者等が 予防給付 事業 公的サービス 提供するもの) もれていないもの 他分野の 専門職以外による援助 CM等による 専門職による (家族・親戚・知人等) 援助 援助 今回の調査対象範囲 部分的に自由記述で把握

図表139 調査対象とする支援・サービスの範囲の整理(再掲)

まず、アンケート調査によって、主に制度あるいはシステム化されたサービスについて、地域での提供状況や介護支援専門員の働きかけの実態を把握した。アンケート調査で対象としたサービスは、a)日常的な見守り/b)緊急時の支援/c)利用者の自宅において提供されるサービス/d)外出・移動に関するサービス/e)地域で提供されるサービス/f)通院・入院中・退院調整等に提供されるサービス/g)一時的宿泊に関するサービス/h)金銭管理に関する支援/i)相談に関する支援/j)自治体が提供するサービス/k)介護保険以外の介護サービス/l)介護保険法以外の法に基づく公的サービスであった。また、介護支援専門員やその他の専門職、専門職以外による援助については、自由記述で把握した。

アンケート調査からは、介護保険外サービスの利用者が、主に独居で、要介護度が比較的低いという特徴をもつことがわかった。介護支援専門員が利用を働きかけることが多かったサービスは、日常的な見守り、自宅でのサービス、地域でのサービス、緊急時の支援であり、要介護度に関わらず多くの人がこういったサービスを必要としていることが明らかになった。

また、介護支援専門員による介護保険制度外のサービスの提供状況、介護保険外サービ

スに係わる家族の関与、介護支援専門員が利用を働きかけるプロセスについては、アンケート調査の結果を踏まえ、ヒアリング調査によって詳細な支援内容を明らかにした。

ヒアリング調査からは、費用負担のみならず自立に対する利用者の意識や、近隣との関係、契約の煩わしさが介護保険外サービスの利用をするかどうかに影響しており、介護支援専門員が支持的な関わりを継続的に持つ中で、サービス利用の意思決定につなげていることが明らかになった。しばしば、介護支援専門員自身が介護保険外サービスの提供者となることも明らかになった。さらに、こういった介護支援専門員の関わりについて、現行の制度では評価する仕組みがないことが大きな課題となっていることがわかった。

(2) 調査結果から見えた課題および提言

① 介護保険外サービスのマネジメントに対する評価システムについて

調査結果から、介護支援専門員が利用者の地域での生活を支援する中で、介護保険外サービス利用の必要性に気づき、利用者の自己決定を尊重しながら、利用者の住み慣れた地域での安心した生活の継続を可能にする多様な介護保険外サービスの利用を働きかけていることが明らかになり、包括的ケアマネジメントを実践している様子が確認できる。そして、その対象になっている利用者は、居宅予防支援・居宅介護支援の受給者全体と比較すると比較的若く要介護度の軽度な利用者であり、状態が改善すれば給付管理業務の対象外になりうる層である。

しかしながら、すべての利用者が介護保険外サービスを利用するわけではなく、経済的な 余裕のほかにも、利用者やその家族の費用に対する考え方、生活設計や自立に関する考え 方、近隣との関係に対する考え方などの心理面が利用判断に大きく影響していた。その結果、 地域での生活継続に必要だと考えられる介護保険外サービスを利用するに至らないことも少 なくない。介護支援専門員による働きかけの結果、介護保険外サービスを利用していない割 合をサービス種別毎に調査したところ、9.6~30.9%が介護保険外サービスを働きかけたが利 用していないことが分かった。(19~20 頁参照)

また、介護保険外サービスの利用を働きかけていない状況もあるが、日常的な見守りサービスでは、同居者の有無により働きかけの有無に差があり、同様に、外出・移動に関するサービス、地域のサービスについては、要介護度による働きかけの差が見られ、通院・入退院時サービスでは、子供との同居の有無による働きかけの差がみられることから、介護支援専門員が利用者・家族の状況により、働きかけの必要性を判断していることが分かる。

利用者の生活を把握し、利用者や家族の葛藤に寄り添いつつ、利用者の権利擁護にも配慮しながら介護保険外サービスをマネジメントすることが介護支援専門員には求められるわけだが、介護保険外サービスのマネジメントそのものを評価するシステムは今のところ総合事業のケアマネジメントにおいて、保険外の民間企業のサービスのみの利用となり、アセスメント等のプロセスに対し、ケアマネジメント開始月分のみ、事業によるケアマネジメント費が支払われることとなっているだけである。利用者が給付管理業務の対象外になれば無報酬となってしまう。このような状況は、組織としての経営等の観点からは、利用者への自立支援を抑制する要因にもなり得ると考えられる。介護保険外サービスも含めたサービス利用によって生活の継続性を保つことができる利用者が存在することを踏まえると、介護保険外サービスのマネジメントに対して評価するシステムについて検討する必要性が高いと考えられる。

提言①:介護保険外サービスのマネジメントに対する評価システムを構築する。

② 介護支援専門員が介護保険外サービスの提供者とならざるを得ない場合について

利用者の地域生活の継続を支援するために介護保険外サービスの必要性が認識された場合であっても、そのニーズを充足するサービスが地域に存在していない、あるいは不足していることがある。また、本人・家族・地域の価値観等により、結果としてサービスの利用に結びつかないこともある。このような場合には、介護支援専門員が、自ら職業的役割を超え、サービスの提供者とならざるを得ないことが多々あることが、アンケート調査とヒアリング調査において示された。中でも、医療サービス利用時と経済的困窮時において、介護支援専門員がサービス提供者となっていた。

a) 医療サービス利用時

利用者の通院あるいは入退院時に、介護支援専門員がサービスを提供していた。具体的には、通院に関する手続きおよび介助、入院に関する手続きおよび介助、退院に関する手続きおよび介助となっている。このようなサービスの提供は、ほとんどが独居の利用者になされており、これまで家族が行うことが想定されている各種のサービスや手続きについて、家族が近くにいない(あるいは全くいない)がために、やむなく介護支援専門員が家族の機能を肩代わりしていると言える。今後ますます独居高齢者が増加することを考えると、早急に対応を検討する必要があると考えられる。

b) 経済的困窮時

利用者が介護保険外サービスを利用するために十分な経済的余裕を持っていない、あるいはその支出を拒む場合などに、介護支援専門員が自らサービスの提供者とならざるを得ない ことが明らかになった。例えば、金銭管理の支援のようなサービスを提供していた。高齢者の経済状況を考えると、今後そのニーズは増加すると考えられる。

今般の介護保険法改正においても、生活支援体制整備は主要な事業として位置づけられ、 高齢者の日常生活を支援する多様な生活支援等サービスの体制整備の推進が進められて いくと考えられるが、現時点で実際に介護支援専門員はその役割を超えてサービス提供を行っており、その提供によって発生しうるリスクへの対応は喫緊の課題だといえる。

また、家族機能がこれからも確実に低下していくことを鑑みると、家族がいることを前提とした各種の制度や手続きについての見直しもあわせて行う必要がある。

さらに、介護支援専門員による保険外サービスの提供は、それぞれの地域がもともと抱える 社会的な課題のあらわれだとも言える。このような地域課題に関しては、介護支援専門員も発 信していくとともに、地域ケア会議等を活用し地域の実情に応じた対応を検討していく必要が ある。また、地域における自助の啓発等については、高齢者や家族に直接接する介護支援 専門員は、高齢者や家族が与えられるサービスを受けるといった姿勢ではなく、自分の生活 について考え主体的に生活を送ることができるように支援する役割を担っていくこともますま す求められるだろう。

ただ、このような対応を行ったとしても、介護支援専門員のこのような支援は、制度間の隙間を埋める支援であることが多いという性質があり、完全になくなるとは考えづらい。実際にこのような支援を提供せざるを得ない場合にどのような評価が可能かについて検討する必要がある。

提言②:介護支援専門員が介護保険外サービス提供者となる際のリスクマネジメントを 構築する。

提言③:家族機能を前提とした制度や手続き等の見直しを行う。

提言④:介護支援専門員による地域課題等の気づきを、地域ケア会議等を活用して、 地域包括ケアシステムの構築に活かす。

提言⑤:介護支援専門員が介護保険外サービス提供者となった場合の評価システムを検討する。

③ サービスを利用しやすくするための手続きの工夫について

介護保険外のサービスのうち、特に自治体に申請をするようなサービスを利用するにあたり、 自治体によって考え方が違うことや、制度や手続きの説明のわかりにくさ、書類等の複雑さが 利用の障壁となることが明らかになった。介護保険外サービスを必要とする利用者は、こうい った点について特に支障を感じやすいと考えられるため、説明のわかりやすさや書類の簡略 化といった工夫が必要であると考えられる。

提言⑥:介護保険外サービスの平易な説明や書類の簡略化を進める。

④ 連携の構築について

介護支援専門員は①②及び③に関する課題,特に今回の調査において明確となった,②に関する課題(介護支援専門員がマネジメントを行った結果,必要と判断したが,適切なサービスがない,家族やキーパーソンとなる方がいない,経済的にサービス導入が難しいという理由でサービス導入が困難等)を地域の関係者と共有し課題解決に向けて取り組んで行く必要がある。

そのためには居宅介護支援事業所や地域包括支援センターだけでなく、社会福祉協議会や保険者、保険外サービス事業者、ボランティア、地域住民との連携を通し、介護支援専門員が抱える課題を地域の課題として取り組んで行く必要があると考えられる。

提言⑦:地域の多様なサービス提供者等による連携をさらに進める。

参考資料

アンケート調査項目

参考資料:アンケート調査項目

1. 介護支援専門員調査票

No.	設問	回答方式	選択肢·備考
(1)あなた	が所属する事業所および事業所が所在する自	治体の状況に	ついてお伺いします
問1	所属する事業所種別を一つ選びご回答ください。	択一回答	□居宅介護支援事業所 □地域包括支援センター □上記以外
問2	主任介護支援専門員の有無をご回答ください。(平成 26年7月末時点)	択一回答	口主任介護支援専門員である 口主任介護支援専門員ではない
問3	事業所の所在地をご回答ください。	文字回答 ※都道府県は リスト表示	
問4	事業所所在自治体の人口・高齢化率をご回答ください。 (平成26年3月末時点、把握が難しければ直近のもの)	数值回答	人口:人、高齢化率:%
問5	事業所所在自治体の第5期(平成26年度)介護保険 料月額基準額をご回答ください	数值回答	
(2)「個別	事例調査票」でご回答頂くご利用者がお住まい	の地域(地域:	型括支援センターの日常生活圏域)におけ
る、介	↑護保険サービス以外のサービスの提供状況に	ついてお伺いし	 ます
問6	日常的な見守りを提供するサービスのうち、ご利用者が お住まいの地域で以下のサービスはありますか。当ては まるものを全て選びご回答ください。 (※過去にケアブランに位置付けたり紹介したりしただけ でなく、サービスが提供されていると認識しているものを 全てご回答ください。以下の設問も同様です)	複数回答	□民生委員・福祉委員等による見守り □宅配事業者、新聞・弁当・牛乳等配達事業者による見守り □電力・ガス・水道会社による見守り □人感センサーによる見守り □薬局による見守り □商店での見守り □その他(具体的に:) □上記いずれも無い □把握していない
問7	緊急時の支援のうち、ご利用者がお住まいの地域で以下のサービスはありますか。当てはまるものを全て選びご回答ください。	複数回答	□民間企業(警備会社等)が提供する通報システム □上記以外の緊急通報システム □宅内設置型の人感センサー □携帯型のセンサー □徘徊探知システム □その他(具体的に: □上記いずれも無い □把握していない
問8	自宅で提供されるサービスのうち、ご利用者がお住まいの地域で以下のサービスはありますか。当てはまるものを全て選びご回答ください。	複数回答	□自費ヘルパー(いわゆる「横出し」サービス) □家事代行サービス・家政婦紹介所 □シルパー人材センター □有償ボランティア □無償ボランティア □コンビニ・スーパーによる宅配・買い物支援 □(生協・農協等の)協同組合による宅配・買い物支援 □配食サービス □ハウスクリーニング □訪問理美容サービス □訪問マッサージ □剪定業・工務店・電機店等の専門的サービス □便利屋 □その他(具体的に: □上記いずれも無い □把握していない
問9	外出・移動に関するサービスのうち、ご利用者がお住まいの地域で以下のサービスはありますか。当てはまるものを全て選びご回答ください。	複数回答	□無償の付き添い(通院ボランティア等) □ガイドヘルパー □上記以外の有償の付き添い □自費介護タケシー □その他(具体的に: □上記いずれも無い □把規していない

1. 介護支援専門員調査票

No.		回答方式	選択肢・備考
問10	地域で提供されるサービスのうち、ご利用者がお住まい	複数回答	□公民館活動
	の地域で以下のサービスはありますか。当てはまるものを		□老人会活動
	全て選びご回答ください。		□町内会活動
			ロいきいきサロン
			□自治体が開催する講座・市民大学
			□地域の運動クラブ・健康クラブ
			□碁会所等の民間のサロン
			ロフィットネスクラブ
			□公衆浴場
			□娯楽施設(カラオケ、パチンコ等)
			ロマッサージ
			□図書館
			ロスーパー・コンビニ
			口喫茶店・レストラン
			□寺·神社等
			□医療機関・薬局
			□その他(具体的に:)
88 1 1	マ	#= #L = 1	□上記いずれも無い□把握していない
問11	通院・入院中に提供されるサービスのうち、ご利用者が	複数回答	□自費ヘルパー(いわゆる「横だし」サービス)
	お住まいの地域で以下のサービスはありますか。当ては		□有償ボランティア
	まるものを全て選びご回答ください。		□無償ボランティア
			□家事代行サービス・家政婦紹介所
			□動物愛護団体
			□地域連携室
			□認知症疾患医療センター
			□保健所
			□精神保健センター
88 1 0	마하뉴쓰드ఠ크 그 프로그 프린 프로	岩米口 体	□上記以外の地域での取り組み(具体的に:)
問12	一時的宿泊に関するサービスのうち、ご利用者がお住ま	複数回答	日本記憶であります。
	いの地域で以下のサービスはありますか。当てはまるもの		□施設等での自費宿泊
	を全て選びご回答ください。		□旅館・民宿・ホテル
			□その他(具体的に:)
			□上記いずれも無い □把握していない
88 1 0	人公生世に関ナスナゼのこと ブジロメジャクナンのル	岩米口 体	1-1-
問13	金銭管理に関する支援のうち、ご利用者がお住まいの地域で以下のサービスはおります。	複数回答	□金融機関による継続的な出納支援
	域で以下のサービスはありますか。当てはまるものを全て	+B18:D18A18:	□任意後見
	選びご回答ください。	D18	□日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)
			□成年後見制度
			□市民後見人制度
			□互助会
			□その他(具体的に:)
			□上記いずれも無い
問14	┃ ┃ 相談に関する支援のうち、ご利用者がお住まいの地域で	複数回答	□把握していない □弁護士・司法書士・行政書士相談
A] 4		複数凹合	
	以下のサービスはありますか。当てはまるものを全て選び		┃□社会福祉協議会による相談
	ご回答ください。		│ □日常生活自立支援事業 │ □成年後見制度
			□成年仮見前及 □反貧困ネットワーク、SOSネットワーク等
			□その他(具体的に:)
1			□上記いずれも無い □把握していない
問15	 自治体が提供する支援制度のうち、ご利用者がお住ま	複数回答	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
[11] 1 0	日石体が提供する文族制度の75、こ利用省かの任ま いの地域で以下のサービスはありますか。当てはまるもの		□ □ □ 切り □ □ □ 元 付 回 → 加 回 回 元 の 回 回 元 の 回 回 の 回 回 の 回 回 の 回 回 回 の 回 回 回 の 回
1	- いの地域では下のケーと人はありますが。当てはよるもの - を全て選びご回答ください。		■ 要な音類の送りり一ころ等) ■利用費の補助・助成(例:バス代助成、おむつ助成等)
	と主へ送いて回行へにCv'。		□利用費の補助・助成(例・八人(助成、あむう助成等) □利用費以外の補助・助成(例:介護慰労給付金等)
1			□・日本 日 日本
			□ □ アクラド・ケー・ホン等(例・八冶券、ダクシー券等) □ その他(具体的に:)
1			□といば、兵体的に・
			□□上記いすれる無い
(つ)+ロ=火ナ	L こ至はた中で終 <i>けに至さたかっ</i> た専 <i>倒について</i> も	<u> </u>	一口に座りていない
(3)伯談を	E受けた中で給付に至らなかった事例について <i></i>	ら何いしより	
問16	過去一年間にあなたが相談を受け付けた事例のうち、給	数值回答	約件/年
1	付(介護保険サービスの利用)に至らなかった事例の件		
	数をご回答ください。		
(4)介護(呆険サービス以外の支援・サービスの活用におけ	ける課題について	てお伺いします
問17	介護保険法以外の法に基づく公的サービスを活用して	文字回答	(自由記述)
1	いく上での課題として、あなたが感じていることをご回答く		例:他の公的サービスが利用できるかどうかを相談でき
	ださい。		る相手がいない、相談しても対応が悪い等

1. 介護支援専門員調査票

No.	設問	回答方式	選択肢·備考
問18	公的なサービス以外の生活を支える上で必要なサービ	文字回答	(自由記述)
	ス(民間サービス・互助的サービス)を活用していく上での		例:どのような支援・サービスがあるか分からない、支
	課題として、あなたが感じていることをご回答ください。		援・サービスを提供する団体の継続性が疑わしい、
			他の利用者の評判がよくない等

No.	設問	回答方式	選択肢·備考
(1)ご本.	人の基本情報についてお伺いします		
問1	性別	択一回答	□男性□女性
問2	年齢	数值回答	歳
問3	現在の要介護度	択一回答	□要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5 □非該当
問4	過去一年間で最も高かった要介護度 (例)例えば、過去一年間に要介護2→要介護4→要介 護3(現在)と推移した方の場合「要介護4」を選択	択一回答	□要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5 □非該当
問5	居住形態	択一回答	□持家の戸建 □持家の原建 □持家の集合住宅(マンション・アパート等) □賃貸住宅(賃貸戸建・集合住宅、シェアハウス等) □ケア付きの集合住宅(サービス付高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム、ケアハウス等) □上記以外(具体的に:)
問5-1	【問4で「持家の集合住宅」「持家の戸建」以外を選択した方のみ】現在の住居に転居した時期	数値回答	約年前
問6	同居者の有無	択一回答	□同居者なし(独居) □配偶者のみと同居 □配偶者・子どものみと同居 □子どものみと同居 □上記以外(具体的な同居者:)
問7	利用者が加入・受給している年金種別等	複数回答	□加入している年金はない □国民年金 □厚生年金 □共済年金 □生活保護受給 □上記以外の年金 □配偶者と同居していない
問7—1	【問5で「配偶者と同居している」と回答した方のみ】配偶者が加入・受給している年金種別等	複数回答	□加入している年金はない □国民年金 □厚生年金 □共済年金 □生活保護受給 □上記以外の年金 □配偶者と同居していない
問8	主介護者の状況	択一回答	□主介護者なし □主介護者が同居(具体的な続柄:) □主介護者が同一市町村内に居住 □主介護者がいるが同一市町村 外 に居住 □主介護者が不明

No.	設問	回答方式	選択肢·備考	
問9	主な疾患	複数回答	□高血圧	
			□脳卒中	
			□心臓病	
			□糖尿病	
			□高脂血症	
			□呼吸器の病気	
			□胃腸・肝臓・胆嚢の病気	
			□腎臓·前立腺の病気 □筋骨格の病気	
			□別有俗の例え	
			□がん	
			□ □血液·免疫の病気	
			口うつ病	
			□認知症	
			ロパーキンソン病	
			□目・耳の病気	
			口その他	
BB 1 O		+ D/F	┃□上記いずれも無し	
問10 問11	ADL ①室内移動	択一回答 択一回答	□自立 □見守り □一部介助 □全介助 □自立 □見守り □一部介助 □全介助 □	
問12	ADL ②度外移期 ADL ③食事	択一回答	□自立 □見守り □一部介助 □宝介助 □自立 □見守り □一部介助 □全介助	
問13	ADL ④入浴	択一回答	□自立 □見守り □一部介助 □至介助	
問14	ADL ⑤着替え	択一回答	□自立 □見守り □一部介助 □全介助	
問15	ADL ⑥排泄	択一回答	□自立 □見守り □一部介助 □全介助	
問16	IADL ①一人での外出	択一回答	□自立 □見守り □一部介助 □全介助	
問17	IADL ②日用品の買い物	択一回答	□自立 □見守り □一部介助 □全介助	
問18	IADL ③食事の用意	択一回答	□自立 □見守り □一部介助 □全介助	
問19	IADL ④薬の服用	択一回答	□自立 □見守り □一部介助 □全介助	
問20	IADL ⑤請求書の支払い	択一回答	□自立 □見守り □一部介助 □全介助	
問21	IADL ⑥預貯金の出し入れ	択一回答	□自立 □見守り □一部介助 □全介助	
問22	IADL ⑦年金などの書類の記入	択一回答	□自立 □見守り □一部介助 □全介助	
問23	外出頻度	択一回答	口週1回以上	
			│ □月1回以上週1回未満 │ □月1回未満	
			□万□不凋□不明□不明□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
問24	友人・知人等の来客・交流	択一回答	□週1回以上	
' -			□月1回以上週1回未満	
			□月1回未満	
			□不明	
問25	本人のいきがい、興味・関心を持っていること	文字回答	(自由記述)	
(2)ご本ノ	人が平成 26 年 6 月に利用した介護保険サービ	ころの状況につい	ヽてお伺いします	
問26	利用している介護保険サービス(平成26年6月)	複数回答	口(介護予防)訪問介護	
12,20	437130 CC 037112 property = 271(+ 750 EC + 073)	I I I	口(介護予防)訪問入浴介護	
			口(介護予防)訪問看護	
			口(介護予防)訪問リハビリテーション	
			□(介護予防)居宅療養管理指導	
			口(介護予防)通所介護	
			□(介護予防)通所リハビリテーション	
			□(介護予防)短期入所生活介護 □(介護予防)短期入所療養介護	
			□(介護予防)短期人所療食介護 □(介護予防)特定施設入居者生活介護	
			□○(万菱字前)特定地談八店有主店「万菱	
			□(介護予防)福祉用具貸与	
			□特定(介護予防)福祉用具販売	
			□住宅改修	
			□夜間対応型訪問介護	
			口(介護予防)認知症対応型通所介護	
			口(介護予防)小規模多機能型居宅介護	
			□(介護予防)認知症対応型共同生活介護 □ ₩域來差測特字推記 3 民老生活介護	
			□地域密着型特定施設入居者生活介護 □定期巡回·随時対応型訪問介護看護	
問27	↑ ↑護保険利用総額月額単位(平成 26 年 6 月)	数値回答	□ 上 州 巡回・ 随 时 内 ル 空 初 向 力	
	│ が設体機構用に設力設準でで表20年0月) 人がこの 1 年間程度の間に利用している介護保			
(O) — 中间性及viline in in o cv o in 政体权 / C/M/I V/X IV C C C C C C C C C C C C C C C C C C				
	は事業者・団体、制度化されたボランティア等の仕組みに基っ			
※2 ケアブ	※2 ケアプランに位置付けているもの以外を含む。また、定期的な利用だけでなく必要に応じて随時利用しているものも含む			

118

No.	<u></u>	回答方式	選択肢·備考
問28	日常的な見守りに関する働きかけ(紹介やケアプランへ	択一回答	□働きかけ、利用している
	の位置付け)		□働きかけたが、利用していない
			□働きかけていない
88.00 1	FRECO-CESTALL TIPE	15 W 57 FF	
問28-1	【問28で「働きかけ、利用している」と回答した方のみ】利	複数回答	□民生委員・福祉委員等による見守り
	用している日常的な見守りの内容		□宅配事業者、新聞・弁当・牛乳等配達事業者による
			見守り
			□電力・ガス・水道会社による見守り □人感センサーによる見守り
			□ □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
			□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
			□上記以外の地域での取り組み(具体的に:)
問29	緊急時の支援に関する働きかけ(紹介やケアプランへの	択一回答	□働きかけ、利用している
11,20	位置付け)		□働きかけたが、利用していない
	EE11177		□働きかけていない
			□不明
問29-1	【問29で「働きかけ、利用している」と回答した方のみ】利	複数回答	□民間企業(警備会社等)が提供する通報システム
1.3	用している緊急時の支援の内容		□上記以外の緊急通報システム
			□宅内設置型の人感センサー
			□携帯型のセンサー
			□徘徊探知システム
			口上記以外の地域での取り組み(具体的に:)
問30	自宅で提供されるサービスに関する働きかけ(紹介やケ	択一回答	□働きかけ、利用している
	アプランへの位置付け)		□働きかけたが、利用していない
			□働きかけていない
			□不明
問30-1	【問30で「働きかけ、利用している」と回答した方のみ】利	複数回答	□自費ヘルパー(いわゆる「横出し」サービス)
	用している自宅で提供されるサービスの内容		□家事代行サービス・家政婦紹介所
			□シルバー人材センター
			□有償ボランティア
			□無償ボランティア
			ロコンビニ・スーパーによる宅配・買い物支援
			□(生協·農協等の)協同組合による宅配·買い物支援
			□配食サービス
			□ハウスクリーニング
			□訪問理美容サービス □訪問マッサージ
			□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
			□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
			□上記以外の地域での取り組み(具体的に:)
問31	外出・移動に関するサービスの働きかけ(紹介やケアプラ	択一回答	□働きかけ、利用している
12,0.	ンへの位置付け)		□働きかけたが、利用していない
			□働きかけていない
			□不明
問31-1	【問31で「働きかけ、利用している」と回答した方のみ】利	複数回答	□無償の付き添い(通院ボランティア等)
	用している外出・移動に関するサービスの内容		□ガイドヘルパー
			口上記以外の有償の付き添い
			□自費介護タクシー
			口上記以外の地域での取り組み(具体的に:)
問32	地域で提供されるサービスに関する働きかけ(紹介やケ	択一回答	□働きかけ、利用している
1	アプランへの位置付け)		口働きかけたが、利用していない
1			□働きかけていない
BB C C .	Tenon-limit in the second seco	16 W - 5	□不明
問32-1	【問32で「働きかけ、利用している」と回答した方のみ】利	複数回答	□公民館活動
	用している地域で提供されるサービスの内容		□老人会活動
			□町内会活動
1			□いきいきサロン
			□自治体が開催する講座・市民大学 □地域の運動クラブ・健康クラブ
			□□・□□・□□・□□・□□・□□・□□・□□・□□・□□・□□・□□・□□・
			□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
			□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
			□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		1	
			1 ロマツケーン
			□マッサージ □図書館
			□マッケーシ □図書館 □スーパー・コンビニ
			□図書館
			□図書館 □スーパー・コンビニ
			□図書館 □スーパー・コンビニ □喫茶店・レストラン

No.	設問	回答方式	選択肢 備考
問33	通院・入院中・退院調整等に提供されるサービスに関す	択一回答	□働きかけ、利用している
	る働きかけ(紹介やケアプランへの位置付け)		□働きかけたが、利用していない
			□働きかけていない
			□不明
問33-1	【問33で「働きかけ、利用している」と回答した方のみ】利	複数回答	□自費ヘルパー(いわゆる「横だし」サービス)
	用している通院・入院中・退院調整等に提供されるサー		□有償ボランティア
	ビスの内容		□無償ボランティア
			□家事代行サービス・家政婦紹介所
			□動物愛護団体
			□地域連携室
			□認知症疾患医療センター
			□保健所
			□精神保健センター
			□上記以外の地域での取り組み(具体的に:)
問34	一時的宿泊に関するサービスの働きかけ(紹介やケアプ	択一回答	□働きかけ、利用している
1-10.	ランへの位置付け)		口働きかけたが、利用していない
			□働きかけていない
問34-1	【明24元[樹きかけ 利田 エロス 上回答 たまのひ】利	複数回答	
B 34-	【問34で「働きかけ、利用している」と回答した方のみ】利	複数凹合	□宅老所 □施設等での自費宿泊
	用している一時的宿泊に関するサービスの内容		
			口旅館・民宿・ホテル
			□上記以外の地域での取り組み(具体的に:)
問35	金銭管理に関する支援の働きかけ(紹介やケアプランへ	択一回答	口働きかけ、利用している
	の位置付け)		□働きかけたが、利用していない
			□働きかけていない
			□不明
問35-1	【問35で「働きかけ、利用している」と回答した方のみ】利	複数回答	□金融機関による継続的な出納支援
	用している金銭管理に関する支援の内容		□任意後見
			□日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)
			□成年後見制度
			□市民後見人制度
			□互助会
			口上記以外の地域での取り組み(具体的に:)
問36	相談に関する支援の働きかけ(紹介やケアプランへの位	択一回答	□働きかけ、利用している
1.3	置付け)	, , , , ,	□働きかけたが、利用していない
			□働きかけていない
			□不明
問36-1	【問36で「働きかけ、利用している」と回答した方のみ】利	複数回答	□弁護士·司法書士·行政書士相談
[E] 300 I	用している相談に関する支援の内容	後数凹合	□社会福祉協議会による相談
	用している伯談に関する文法の内台		□日常生活自立支援事業
			│ □成年後見制度 │ □反貧困ネットワーク、SOSネットワーク等
88.07		+D -D ##	□上記以外の地域での取り組み(具体的に:)
問37	介護保険以外の介護に関する働きかけ(紹介やケアプラ	択一回答	□働きかけ、利用している
	ンへの位置付け)		□働きかけたが、利用していない
			□働きかけていない
			□不明
問37-1	【問37で「働きかけ、利用している」と回答した方のみ】利	複数回答	□上乗せサービス
	用している介護保険以外の介護の内容		□民間介護保険(要介護状態となった際に給付を受け
			るもの)
			口その他(具体的に:)
問38	介護保険法以外の法に基づく公的サービスの働きかけ	択一回答	□働きかけ、利用している
	(紹介やケアプランへの位置付け)		□働きかけたが、利用していない
			□働きかけていない
			口不明
問38-1	【問38で「働きかけ、利用している」と回答した方のみ】利	複数回答	□総合支援法に基づくサービス
,.,,	用している介護保険法以外の法に基づく公的サービスの	2221	□生活困窮者自立支援法に基づくサービス
	内容		口生活保護
	L 1.E.		□ □ 至 泊 休 茂 □ そ の 他 (具 体 的 に :)
問39	白沙はが担併する主控制度の掛きかは(勿入りとつ)	41同体	
اماری	自治体が提供する支援制度の働きかけ(紹介やケアプ	択一回答	□働きかけ、利用している
	ランへの位置付け)		□働きかけたが、利用していない
			□働きかけていない
	FERROR - FIRE In a series	15 14 11	
問39-1	【問39で「働きかけ、利用している」と回答した方のみ】利	複数回答	□現物サービス(例:無料介護相談、行政手続きに必
	用している自治体が提供する支援制度の内容		要な書類の送付サービス等)
			□利用費の補助・助成(例:バス代助成、おむつ助成
	İ		I ## \
			等)
			■ □利用費以外の補助・助成(例:介護慰労給付金等)
			□利用費以外の補助・助成(例:介護慰労給付金等)
問40	問28~39に挙げたサービスの利用にかかる 自己負担	数值回答	□利用費以外の補助・助成(例:介護慰労給付金等) □チケット・クーポン等(例:入浴券、タクシー券等)

No.	設問	回答方式	選択肢·備考
問41	問28~39に挙げたサービスのうち、あなたがこの利用者	択一回答	□自分が情報提供・紹介した支援・サービスがある
	に対して情報提供したり紹介したりしたものの有無		□自分が情報提供・紹介した支援・サービスはない
問41-1	【問 41 で情報提供・紹介したサービスがあると回答した	複数回答	□他の利用者の評判が良いから
	方のみ】その支援・サービスを紹介した理由		□規模が大きい事業者・団体だから
			□事業所の職員と交流があり信頼がおけるから
			口経営方針や経営者個人に信頼がおけるから
			□自事業所が属する法人・グループが提供しているから
			□必要とする支援をその事業者・団体のみが提供して
			いるから
			□その他(具体的に)
問41-2	【問 41 で情報提供・紹介したサービスがあると回答した	文字回答	(自由記述)
	方のみ】前問で選択した理由の具体的内容		例:支援・サービスを提供する団体に信頼がおける、他
			の利用者の評判が良い、自事業所が属する法人が
			提供している等
(4)上記の	Dような仕組みによって提供される支援·サービ	ス以外の支援の	り状況についてお伺いします
問42	この方の日常生活を支える上で、家族・親戚・知人等が	文字回答	(自由記述)
	提供している援助内容		例:通院時の送迎(週2回)等
問43	この方の日常生活を支える上で、介護支援専門員が提	複数回答	□通院に関する手続きおよび介助
	供している、通常のケアマネジメント業務以外の援助内		口入院に関する手続きおよび介助
	容		口入院中のお世話
			□退院に関する手続きおよび介助
			□家事のうち生活援助で算定できないもの
			□金銭管理の支援
			□郵便物の整理
			□内服薬の整理の支援
			□その他(具体的に)
			□特になし
問43-1	【問43で「特になし」以外を選択した方のみ】前問で選択	文字回答	(自由記述)
(E) = 0 ±	した理由の具体的内容	*	+41 1 b = 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
(5) 二0) 万	「の日常生活を支えるために支援・サービスの調	整で工夫したり	難しかった点についてお何いします
問44	↑護保険サービス以外の支援・サービスの利用の調整	文字回答	(自由記述)
[E]44	介護保険サービス以外の支援・サービスの利用の調整	人 子凹台	(日田記型)
問45	こと(工夫や難しかった点等) 支援・サービスの内容について、事業者との調整におい	文字回答	(自由記述)
10140	文族・リーこ人の内谷について、事業有との調金におい て工夫したり難しかったりした点	人 ナ 凹 合	(日田記处) 例:訪問看護が必要だったが一人暮らしのために生活
	(工人)に対無しが、カニがした点		支援を優先にしなければならず他のサービス内容に
			可能な範囲で療養面の支援お願いした
(6)=n=	ı 「の日常生活を支える上で不足していると考えら	 カス支 坪 , ++	
(0/20/)	マロ 中土 石 と 文元の工 て 1、足していると 5 んり	100人及 7	C) (10 Jo) (80 July) (00 y
問46	介護保険や家族・知人等によるインフォーマル支援以外	文字回答	(自由記述)
1-1 10	「に、事業者・団体によるサービス・支援があればよいと思	7,120	例:要介護認定外となっても一人で入浴できる環境の
	われるニーズ(課題)		整備
問47	この方の日常生活を支える上で、不足しているあるいは	文字回答	(自由記述)
140 77	地域に無いけれども必要と考えられるサービス	ATEG	例:見守りがあって食事もできる公衆浴場等
	-B-3/1-//(-)/10C 03/3/C 5/C 5/C 5/C 5/C 5/C 5/C 5/C 5/C 5/C 5	1	pi 20 i 20 0 2 c 及 子 0 c C の 立 木 加 i 刻 寸

ケアマネジメントにおけるインフォーマルサービスの 活用状況に関する調査研究事業 報告書

この事業は、平成26年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)により実施したものです。

平成27年3月発行

発行 一般社団法人 日本介護支援専門員協会会 長 鷲見 よしみ

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-11 金子ビル 2 階

TEL: 03-3518-0777 FAX: 03-3518-0778

URL : http://www.jcma.or.jp